

病院・診療所用

# 麻薬・向精神薬・覚醒剤原料 取扱いの手引き

(令和4年10月改訂版)

三 重 県



## はじめに

1986年のWHOレポート「Cancer Pain Relief（がんの痛みからの開放）」のなかで、末期がん患者の主症状の70%が痛みであること、痛みの大部分にモルヒネを中心とした鎮痛薬が有効であることが示され、国際的にモルヒネの有効性が見直されました。また、近年の研究では、モルヒネ等は、中枢神経系の運動機能や感覚機能にほとんど影響を与えない量で痛覚を低下させること、薬用量と中毒量の差が大きく医師の管理下で適正に使用される場合には、麻薬中毒になる危険性が少ないこと等が明らかにされてきています。このように、モルヒネ等は、がん疼痛緩和療法に非常に有益であることが再確認され、近年、医療現場で積極的に用いられるようになってきています。

一方、麻薬は有用性が非常に大きい反面、依存性を有し、乱用されると乱用者個人の保健衛生上の問題になるとともに、社会的に大きな弊害をもたらします。そのため、我が国では、「麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律14号）」により、その製造、流通、販売、使用等を厳しく規制しています。

本県においても、麻薬施用者免許を受けていない医師が無免許で麻薬処方せんの発行及び施用した事犯、並びに麻薬小売業者の免許の有効期限が失効した薬局の不法所持事犯が発生し、麻薬取締官（員）による捜査が行われたことがありました。また、平素の管理の不備から、麻薬等が所在不明になる事例や偽造処方せんによる詐欺等が多発しています。

以上の背景を踏まえ、各麻薬取扱者にはより一層適正な麻薬等の管理が求められることから、本冊子を活用し「麻薬及び向精神薬取締法」及び「覚醒剤取締法」を遵守するようにお願いします。

令和4年10月

三重県医療保健部薬務課

## 目 次

<b>I 麻薬取扱者免許と事務手続</b>	
1 免許	1
(1) 麻薬施用者免許	1
(2) 麻薬管理者免許	1
2 免許の申請・届出等	2
(1) 麻薬施用者（管理者）免許の申請	2
(2) 免許の有効期間	3
(3) 免許に関する各種手続き	3
<b>II 麻薬管理者の業務</b> (麻薬管理者を設置しなくてもよい診療施設については、麻薬施用者とする)	
1 譲受け（麻薬の購入等）と譲渡し（患者への交付等）	9
(1) 譲受け	9
(2) 譲渡し	11
(3) その他の譲受け、譲渡し	12
2 管理及び保管	12
(1) 麻薬保管庫	12
(2) 麻薬保管庫の設置場所	13
(3) 麻薬の保管方法	13
(4) 麻薬の定数保管	13
(5) その他	13
3 麻薬帳簿	14
(1) 麻薬帳簿の設置及び保存	14
(2) 記載事項	14
(3) 記載上の注意事項	14
(4) 帳簿の記載例	17
4 その他	24
(1) 携帯輸出（輸入）	24
<b>III 麻薬施用者の業務</b>	
1 麻薬を処方する際の注意事項	25
(1) 全般的注意事項	25
(2) 麻薬注射剤についての注意事項	25
(3) フェンタニル経皮吸収型製剤を慢性疼痛患者へ処方・施用する場合	26
(4) メサドン塩酸塩製剤の使用にあたっての留意事項	26
(5) 入院患者等から返納された麻薬を再使用する場合	27
(6) 入院患者が麻薬を自己管理する場合	27
(7) 転院等で患者が持参した麻薬の取扱い	27
(8) その他	28
2 診療録（カルテ）	28
(1) 記載事項	28



(2) 記載上の注意事項	28
<u>3 麻薬処方せん</u>	29
(1) 記載事項	29
(2) 記載上の注意事項	30
(3) 調剤済み麻薬処方箋の保存	30
<b>IV 業務に関する諸届</b>	
<u>1 麻薬の廃棄</u>	33
(1) 陳旧麻薬等の廃棄	33
(2) 調剤された麻薬の廃棄	34
(3) 麻薬注射剤の施用残液等の廃棄	35
<u>2 麻薬の事故</u>	38
(1) 麻薬事故届	38
(2) 破損等の事故で回収できた麻薬の取扱いについて	38
(3) 記載上の注意事項	39
(4) 入院患者が交付された麻薬を紛失等した場合	39
<u>3 年間報告</u>	39
(1) 麻薬譲受譲渡届	39
(2) 留意事項	40
<b>V 麻薬中毒者の診断及び転記届</b>	
<u>1 麻薬中毒者の診断及び転帰</u>	40
(1) 麻薬中毒者診断届及び転帰届	40
(2) 麻薬中毒の概念等	41
<b>VI 立入検査</b>	
<u>1 立入検査</u>	41
(1) 立入検査の目的	41
(2) 立入検査の際の注意事項	41
様式集 (コピーして申請・届出に利用してください。)	42～
<b>参考資料</b>	
麻薬診療施設における麻薬廃棄届に関する手引き	69

目 次

I	向精神薬の分類	79
II	向精神薬の取扱い	79
	1 譲受け	79
	2 譲渡し	79
	3 記録	80
	(1) 帳簿の設置及び保管	80
	(2) 記載事項	80
	(3) 記載上の注意	80
	4 保管	81
III	廃棄	82
IV	事故	82
V	立入検査	83
	(1) 立入検査の目的	83
	(2) 立入検査の注意事項	83
VI	携帯輸入、携帯輸出	83
VII	その他	83
	(1) 容器の記載事項	83
	(2) 製造・製剤	83
	(3) 承認条件	83
	様式（コピーして届出に利用してください。）	85

## 目 次

<b>I</b>	<b>覚醒剤取締法上の取扱い</b> .....	87
1	<u>診療施設で取り扱える覚醒剤原料</u> .....	87
<b>II</b>	<b>譲受け・譲渡し</b> .....	88
1	<u>譲受け</u> .....	88
(1)	譲受け .....	88
(2)	覚醒剤原料取扱者等以外からの譲受け .....	88
2	<u>譲渡し</u> .....	89
3	<u>譲受証・譲渡証</u> .....	90
(1)	譲受証・譲渡証の交付 .....	90
(2)	譲受証・譲渡証の保存期間 .....	90
(3)	注意事項 .....	90
(4)	譲受証・譲渡証の記載要領 .....	91
<b>III</b>	<b>所持</b> .....	92
<b>IV</b>	<b>使用</b> .....	92
<b>V</b>	<b>保管・管理</b> .....	93
1	<u>保管</u> .....	93
(1)	保管の管理者と保管場所 .....	93
(2)	保管設備 .....	93
2	<u>管理</u> .....	94
(1)	取扱責任者 .....	94
(2)	取扱責任者の責務 .....	94
<b>VI</b>	<b>記録</b> .....	94
(1)	譲受け、譲渡しした場合 .....	94
(2)	施用した場合 .....	95
(3)	廃棄した場合 .....	95
(4)	事故の届出をした場合 .....	95
(5)	その他 .....	95
<b>VII</b>	<b>廃棄届</b> .....	97
(1)	陳旧品等の廃棄 .....	97
(2)	処方箋により調剤された医薬品覚醒剤原料の廃棄 .....	97
<b>VIII</b>	<b>事故届</b> .....	99
<b>IX</b>	<b>業務廃止等</b> .....	99
(1)	所有数量報告 .....	99
(2)	譲渡報告 .....	100
(3)	廃棄処分 .....	100
<b>X</b>	<b>立入検査</b> .....	102
(1)	立入検査の目的 .....	102
(2)	立入検査の注意事項 .....	102
	<b>様式集 (コピーして申請・届出に利用してください。)</b> .....	103



# 麻薬の取扱い

申請・届出等一覧（詳細については解説を確認してください。）

事項	提出書類の名称と様式(頁)	申請・届出の事由等	提出書類	備考	提出部数	提出期限	申請・届出者	根拠法令
免許の申請	<p>麻薬施用者免許申請 ・別記第1号様式(42頁)</p> <p>麻薬管理者免許申請 ・別記第1号様式(46頁)</p>	<p>・麻薬を施用しようとするとき ・免許の有効期限満了に伴い、引続き免許を申請するとき</p> <p>・診療施設の麻薬施用者が2名以上となるとき ・麻薬管理者を設置する診療施設の移転又は開設者を変更するとき</p>	<p>・申請書 ・診断書</p>	<p>(1)手数料 3,900円(三重県収入証紙) (2)申請時に持参するもの 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師等資格を証明する免許証(ただし、過去の麻薬免許申請で提示されている場合は省略できる) (3)その他 ・免許の有効期限満了に伴い、引続き免許を申請する者については、毎年11月頃から受け付けている。 ・診断書(心身の障害があっても、麻薬施用者の業務を適正に行うことができ、麻薬中毒者又は覚醒剤の中毒者でないことを証明する医師の診断書)</p>	正本1部	あらかじめ	<p>施用者となる医師、歯科医師、獣医師</p> <p>管理者となる医師、歯科医師、獣医師、薬剤師</p>	<p>法3、規1</p> <p>法3、法33、規1</p>
業務の廃止	<p>麻薬施用(管理)者業務廃止届 ・別記第3号様式(48頁)</p> <p>麻薬所有量届 ・細則第1号様式(61頁)</p> <p>麻薬譲渡届 ・細則第2号様式(62頁)</p>	<p>・麻薬に関する業務を廃止したとき(診療所の閉鎖、退職等) ・麻薬施用(管理)者が死亡したとき(届出者は相続人) ・麻薬施用(管理)者が<b>県外</b>へ転勤したとき ・診療施設を移転又は開設者を変更したとき(ただし、麻薬管理者に限る) ・法第3条第2項各号の資格(免許申請に必要な資格)を欠くに至ったとき</p> <p>・麻薬診療施設でなくなつたとき (例)診療施設の廃止、移転及び開設者の変更等 ※所有する麻薬は、保健所職員等の立会いのもと麻薬又は県内の麻薬診療施設の開設者へ<b>譲渡</b> ※所有する麻薬がないときも提出が必要</p> <p>・麻薬診療施設でなくなつた際等に麻薬を譲渡したとき (例)診療施設の廃止、移転及び開設者の変更等 ※業務廃止等の日から50日以内に譲渡すること</p>	<p>・麻薬施用(管理)者業務廃止届 ・麻薬施用(管理)者免許証</p> <p>・麻薬所有量届</p> <p>・麻薬譲渡届</p>	<p>(1)麻薬業務所でなくなつた場合(麻薬診療施設等に麻薬施用者が1人もいない場合等)、なお、診療施設の開設者は次の届を提出すること ・麻薬所有量届(細則第1号様式(61頁)) ・期限内に麻薬を譲渡した場合は、麻薬譲渡届(細則第2号様式(62頁)) ・期限内に麻薬を廃棄する場合は、麻薬廃棄届(別記第11号様式(53頁))</p> <p>【譲渡する場合】 ・届出事由の生じた日から50日以内に麻薬の譲渡を行い、譲渡の日から15日以内に麻薬譲渡届を提出すること(法36) 【廃棄する場合】 ・所有している麻薬を譲渡できず廃棄する場合は、50日以内に麻薬廃棄届を提出し、保健所職員等の立会のもと、廃棄すること</p>	正本1部	<p>事後15日以内</p> <p>業務廃止後15日以内</p> <p>譲渡の日から15日以内</p>	<p>麻薬施用(管理)者 麻薬施用(管理)者</p> <p>麻薬業務を廃止した診療施設の開設者</p>	<p>法7、規3</p> <p>法36、細2</p>
免許証返納	<p>麻薬施用(管理)者免許証返納届 ・別記第4号様式(49頁)</p>	<p>・免許の有効期間が満了したとき(※ただし、引続き免許申請をし、<b>新たな免許証がある場合のみ</b>、それ以外は<b>業務廃止届を提出すること</b>) ・免許を取り消されたとき ・亡失した免許証を発見したとき</p>	<p>・麻薬施用(管理)者免許証返納届 ・麻薬施用(管理)者免許証</p>	<p>・免許証の有効期間が満了した場合 ・麻薬診療施設の所在地が地番変更又は市町村合併により変わる場合は、記載事項変更届は必要ない (2)麻薬業務所が法人化した場合 ・麻薬施用者一記載事項変更届のみ提出 ・麻薬管理者一麻薬管理者業務廃止届、麻薬管理者免許申請書(新規申請)</p>	正本1部	事後15日以内	麻薬管理(施用)者	法8、規4
免許証記載事項の変更	<p>麻薬施用(管理)者免許証記載事項変更届 ・別記第5号様式(50頁)</p>	<p>【麻薬施用者】 ・住所又は氏名を変更したとき ・主又は従として診療に従事している麻薬診療施設の名前及び所在地を変更したとき(県内の麻薬診療施設への転勤も含む) ・従として診療に従事する麻薬診療施設の追加及び削除したとき 【麻薬管理者】 ・住所又は氏名を変更したとき ・従事している麻薬診療施設の名前を変更したとき ・麻薬診療施設が個人から法人に変更になる等麻薬診療施設の開設者の変更や所在地が変わる時は、<b>新規に免許申請</b>すること</p>	<p>・麻薬施用(管理)者免許証記載事項変更届 ・麻薬施用(管理)者免許証</p>	<p>(1)行政区画が整理された場合 ・麻薬診療施設の所在地が地番変更又は市町村合併により変わる場合は、記載事項変更届は必要ない (2)麻薬業務所が法人化した場合 ・麻薬施用者一記載事項変更届のみ提出 ・麻薬管理者一麻薬管理者業務廃止届、麻薬管理者免許申請書(新規申請)</p>	正本1部	事後15日以内	麻薬施用(管理)者	法9、規5

事項	提出書類の名称と様式(頁)	申請・届出の事由等	提出書類	備考	提出部数	提出期限	申請・届出者	根拠法令
免許証再交付	麻薬施用(管理)者免許証再交付申請書 ・別記第6号様式(51頁)	・免許証をき損、亡失したとき	・麻薬施用(管理)者免許証再交付申請書 ・麻薬施用(管理)者免許証※ ※事由が「き損」の場合のみ	(1)手数料 2,700円(三重県収入証紙) (2)免許証の再交付を受けた後、失った免許証を発見したときは15日以内に戻納すること	正本1部	事後15日以内	麻薬管理(施用)者	法10、規6
麻薬の廃棄	麻薬廃棄届 ・別記第11号様式(53頁)	・払出し(調剤)前の麻薬を廃棄したいとき 【麻薬廃棄届が必要な事例】 ・所有する麻薬が陳旧、変質、汚染、調剤過誤や破損等の事故などの理由で譲渡又は使用できなくなった麻薬(回収不可の時は、麻薬事故届を提出すること) ・調剤中に発生した1単位(1単位とは、1錠、1カプセル、1個(坐剤)、1包(顆粒剤)などの1回で使い切るための個別に包装された製剤1個分のこと)未満の残り ・所有する麻薬で譲渡又は使用の見込みがなくなった不要な麻薬 ・業務廃止、開設者死亡などに伴い不要となった麻薬(この場合、業務廃止届、麻薬所有量届も提出すること) ※保健所職員等の立会のもとに、廃棄しなければならない	・麻薬廃棄届 ・調剤済麻薬廃棄届	【麻薬廃棄届が必要ない場合】 ・処方せんにより調剤された麻薬を廃棄する場合 →調剤済麻薬廃棄届 ・処方せんにより調剤された麻薬の最小単位の一部を施用した後の残り分を廃棄する場合 →届出不要(施用に伴う消耗)	正本1部	あらかじめ(廃棄の前)	診療施設の開設者	法29、規10
破損盗取等	調剤済麻薬廃棄届 ・別記第19号様式(59頁)	・調剤済麻薬を廃棄したとき 【調剤済麻薬廃棄届が必要な事例】 ・処方変更や患者死亡により返還された麻薬 ・転院してきてきた患者が麻薬を持参してきた場合を含む	・調剤済麻薬廃棄届	【調剤済麻薬廃棄届が必要ない場合】 ・処方せんにより調剤され、院内施用時に紛失、汚染等事故が発生した場合 →麻薬事故届 ・処方せんにより調剤され、患者に交付後に紛失、汚染等事故が発生した場合 →届出不要 ・処方せんにより調剤された麻薬の最小単位の一部を施用した後の残り分を廃棄する場合 →届出不要(施用に伴う消耗)	正本1部	廃棄した日から30日以内		法35、規12条の6
年間報告	麻薬事故届 ・別記第18号様式(55頁)	・滅失、盗取、破損、所在不明等の事故のとき	・麻薬事故届	・保健所を經由して三重県知事に届けること ・盗取、強奪、脅取、詐欺にあつた場合には警察にも届け出ること ・事故届を提出した場合には、麻薬帳簿にその旨記載し、事故届の写しを保管すること	正本、副本各1部	すみやかに	麻薬管理(施用)者	法35、規12条の5
診療等中毒	麻薬中毒者診断届 ・細則第6号様式(67頁) 麻薬中毒者転帰届 ・細則第7号様式(68頁)	・前年の10月1日からその年の9月30日までの間に譲受け、施用等をした麻薬の品名、数量等 ※ <b>麻薬の取扱いがなかった場合も届出が必要</b>	・麻薬中毒者診断届 ・麻薬中毒者転帰届	・保健所を經由して三重県知事に届けること	正本1部	毎年11月30日まで	麻薬管理(施用)者	法48、細2
麻薬譲渡許可申請書	麻薬譲渡許可申請書 ・別記第10号様式(52頁)	・麻薬中毒者であるとき ・麻薬中毒者の転院、死亡があつたとき	・麻薬中毒者診断届 ・麻薬中毒者転帰届	・保健所を經由して三重県知事に届けること	正本、副本各1部	すみやかに	医師	法58条の2、細2、3
麻薬譲渡許可申請書	麻薬譲渡許可申請書 ・別記第10号様式(52頁)	・治療等の麻薬を譲渡するとき	・麻薬譲渡許可申請書	・地方厚生(支)局長へ直接許可申請を行うこと ※詳細は地方厚生局へ直接問い合わせること	正本、副本各1部	あらかじめ	麻薬取扱者	法24条第11号、規9

# I 麻薬取扱者免許と事務手続

病院、診療所、歯科診療所、飼育動物診療施設（以下「診療施設」という。）で麻薬を取り扱うためには、麻薬取扱者の免許を取得することが必要です。ここでは、麻薬取扱者のうち、診療施設に必要な麻薬施用者・麻薬管理者免許（以下「麻薬施用者（管理者）」という。）の申請及び免許取得後の諸届等の事務手続きについて説明します。

また、三重県では、麻薬に関する申請や届出の受付は、全て保健所で行っていますので、疑義が生じた場合は麻薬診療施設を管轄する保健所（以下「管轄保健所」という。）に問い合わせてください。（裏表紙「申請・届出等担当窓口一覧表」参照）

なお、申請書等のご提出は、原則、各保健所の窓口にご直接お越しいただくようお願いいたします。

## 1 免許（麻薬及び向精神薬取締法（以下「法」という。）第3条）

### (1) 麻薬施用者免許

医師、歯科医師又は獣医師（以下「医師等」という。）が、疾病治療の目的で、業務上麻薬を施用若しくは施用のために交付又は麻薬を記載した処方箋（以下「麻薬処方箋」という。）を交付するためには麻薬施用者の免許が必要です。

麻薬施用者免許には次のような特徴があります。

ア 個人に与えられる免許です。

（免許人以外は麻薬を取り扱えません。また、他人に貸与できません。）

イ 免許証に記載された診療施設以外では麻薬の施用ができません。

（免許証に記載されていれば複数の診療施設で麻薬の施用が可能です。麻薬施用者免許証に麻薬を施用できる診療施設を追加する場合、主に麻薬の診療に従事（常勤）する診療施設を「麻薬業務所」とし、その他の診療施設を「従として診療に従事する麻薬診療施設」として、届出を行う必要があります。）

\* 「従として診療に従事する麻薬診療施設」には麻薬管理者を置かなければなりませんので、注意してください。

ウ 都道府県ごとの免許です。

（都道府県を異にする2ヶ所以上の診療施設で麻薬施用者となるためには、それぞれの都道府県知事から免許を受けなければなりません。）

### (2) 麻薬管理者免許

麻薬施用者が2名以上いる診療施設では、常勤の医師等又は薬剤師の中から、その診療施設の麻薬を業務上管理する「麻薬管理者」を置かなければなりません。この場合、常勤の麻薬施用者が麻薬管理者を兼ねてもかまいません。

しかし、麻薬の実質管理を考えると、麻薬管理者には薬剤師を充てることが望まれます。

麻薬管理者は、知事（保健所長）の免許を受けなければなりません。なお、麻



薬施用者が1名だけの診療施設では麻薬管理者を置く必要はありませんが、麻薬施用者が自ら麻薬の管理を行わなければなりません。

## 2 免許の申請・届出等

申請・届出様式については、この手引きの該当ページをコピーしてご利用いただくか、三重県ホームページの三重県申請・届出等手続きの総合窓口 (<https://www.shinsei.pref.mie.lg.jp/navi2/index.html>) からダウンロードしてご利用ください。

### (1) 麻薬施用者（管理者）免許の申請（法第3条）

免許の申請は次のとおり行ってください。

**提出先：**管轄保健所

**提出書類：**

必要書類	手数料、注意事項等	部数	様式/記載例
麻薬施用者（管理者）免許申請書 （別記第1号様式）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>手数料 3,900円</u> （令和4年10月1日現在）</li> <li>・ 手数料分の三重県収入証紙を貼付してください。</li> <li>・ 麻薬施用者が従として診療に従事する麻薬診療施設が2ヶ所以上ある場合は「別紙様式1（p43）」へ記入してください。</li> </ul>	1部	様式:p42, 43, 46 記載例:p44, 47
診断書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 心身の障害があっても、麻薬施用者の業務を適正に行うことができ、麻薬中毒者又は覚醒剤の中毒者でないことを証明する医師の診断書の添付が必要です。</li> </ul>	1部	様式:p45
医師、歯科医師、獣医師、薬剤師の免許証（写し）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>麻薬施用者は医師、歯科医師、獣医師、麻薬管理者は医師、歯科医師、獣医師、薬剤師に限定されます。</u></li> <li>・ 申請の際には、免許証（免許証を書換え又は再交付中の場合は、その旨を証明できる書類）の本証書をご持参ください。<u>免許証の写し</u>に相違がないかを確認させていただきます。</li> <li>・ 過去の麻薬施用者（管理者）免許申請で提示されている場合は省略できます。</li> </ul>	1部	

## (2) 免許の有効期間（法第5条）

免許の有効期間は、免許を受けた日から翌々年の12月31日までです。

免許の有効期間満了後も継続して麻薬の取扱いをする場合には、有効期間が満了するまでに新しく免許を受けてください。この場合の免許申請の受付は、毎年11月頃から管轄保健所にて行っています。業務廃止等の手続きをせず、かつ引き続き免許を受けなければ、有効期間満了後は麻薬の取扱いができなくなり、不法所持等になりますので注意してください。

## (3) 免許に関する各種手続き

### ア 免許の有効期間が満了等した場合（法第8条）

麻薬施用者（管理者）は、次の（ア）～（ウ）の事項等に該当する場合は、「麻薬施用（管理）者免許証返納届（別記第4号様式）」に必要事項を記入し、免許証を添えて管轄保健所へ届け出なければなりません。

（ア）引き続き免許申請をし、新たな免許証がある場合で旧免許の有効期間が満了した場合

（イ）免許を取り消された場合

（ウ）免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証を発見した場合

免許証の返納手続きは次のとおり行ってください。

**届出期限：**事後15日以内

**提出先：**管轄保健所

**提出書類：**

提出書類	部数	様式
麻薬施用（管理）者免許証返納届（別記第4号様式）	1部	p 49
麻薬施用（管理）者免許証		

### イ 免許証を亡失又はき損した場合（法第10条）

麻薬施用者（管理者）は、免許証をき損又は亡失した場合には、免許証の再交付を申請しなければなりません。免許証再交付申請の手続きは次のとおり行ってください。

**届出期限：**き損又は亡失後15日以内

**提出先：**管轄保健所

**提出書類：**

提出書類	手数料、注意事項等	部数	様式
麻薬施用（管理）者免許証再交付申請書 （別記第6号様式）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>手数料 2,700円</u> （令和4年10月1日現在）</li> <li>・ 手数料分の三重県収入証紙を貼付してください。</li> </ul>	1部	p51
麻薬施用（管理）者免許証 ※き損の場合のみ			

\* 免許証再交付後、亡失した免許証を発見した場合は、15日以内に「麻薬施用（管理）者免許証返納届」により、発見した免許証を返納してください。

**ウ 免許証の記載事項を変更する場合（法第9条）**

麻薬施用者（管理者）は、免許証の記載事項に変更が生じたときは、「麻薬施用（管理）者免許証記載事項変更届（別記第5号様式）」に必要事項を記入し、免許証を添えて管轄保健所へ届け出なければなりません。（麻薬施用者と麻薬管理者とでは、記載事項の変更手続きが多少異なりますので注意してください。）

なお、麻薬診療施設の所在地が市町によって行われた地番変更等により変更された場合は、記載事項変更届を届け出る必要はありません。

**【麻薬施用者】**

麻薬施用者は、次の（ア）～（エ）の事項等に該当する場合は、「麻薬施用者免許証記載事項変更届（別記第5号様式）」に必要事項を記入し、免許証を添えて管轄保健所へ届け出てください。

- （ア） 麻薬施用者本人の「氏名」、「住所」を変更したとき
- （イ） 主又は従として診療に従事している麻薬診療施設の「名称」、「所在地」に変更が生じたとき（麻薬診療施設の開設者が、個人から法人に変更になった場合の麻薬診療施設の名称の変更や移転により所在地が変わるときを含む）
- （ウ） 従として診療に従事する麻薬診療施設を「追加」又は「削除」したとき
- （エ） 県内の他の診療施設へ転勤し、引き続き麻薬に関する業務を行う場合

免許証記載事項変更の手続きは次のとおり行ってください。

**届出期限：**変更後15日以内

**提出先：**管轄保健所

**提出書類：**

提出書類	部数	様式
麻薬施用者免許証記載事項変更届（別記第5号様式）	1部	P50
麻薬施用者免許証		

※ 麻薬施用者本人の「氏名」を変更した場合には、変更が確認できる書類（医師、歯科医師、獣医師免許証（免許証を書換え又は再交付中の場合は、その旨を証明できる書類）の本証書をご持参ください。

**【麻薬管理者】**

麻薬管理者は、次の（ア）又は（イ）の事項等に該当する場合は、「麻薬管理者免許証記載事項変更届（別記第5号様式）」に必要事項を記入し、免許証を添えて管轄保健所へ届け出てください。

- （ア） 麻薬管理者本人の「氏名」、「住所」を変更したとき
- （イ） 従事している麻薬診療施設の「名称」に変更が生じたとき

なお、麻薬管理者は、次の a～c の事項等に該当する場合は、現有の麻薬管理者免許を廃止し、新たに免許申請をしなければなりません。免許申請の手続きは当該変更を行う前に行い、麻薬管理者不在期間が生じないように十分注意してください。

- a 麻薬診療施設が移転により「所在地」が変わる場合
- b 転勤等で勤務する麻薬診療施設を変更する場合
- c 診療施設の開設者が変更になる場合（個人から法人への変更を含む。）

免許証記載事項変更の手続きは次のとおり行ってください。

**届出期限：**変更後15日以内

**提出先：**管轄保健所

**提出書類：**

提出書類	部数	様式
麻薬管理者免許証記載事項変更届（別記第5号様式）	1部	P50
麻薬管理者免許証		

※ 麻薬管理者本人の「氏名」を変更した場合には、変更が確認できる書類（医師、歯科医師、獣医師、薬剤師免許証（免許証を書換え又は再交付中の場合は、その旨を証明できる書類）の本証書をご持参ください。

**エ 麻薬施用者（管理者）が業務廃止等した場合（法第7条、第36条）**

**【麻薬施用者】**

麻薬施用者は、次の（ア）～（エ）の事項等に該当する場合は、「麻薬施用者業務廃止届（別記第3号様式）」に必要事項を記入し、免許証を添えて管轄保健所へ届け出てください。

- (ア) 県外の診療施設に異動した場合
- (イ) 麻薬に関する業務を廃止した場合
- (ウ) 麻薬施用者の前提となる資格を失った場合
- (エ) 麻薬施用者が死亡した場合

業務廃止の手続きは、次のとおり行ってください。

**届出期限**：業務廃止後15日以内

**提出先**：管轄保健所

**提出書類**：

提出書類	部数	様式
麻薬施用者業務廃止届（別記第3号様式）	1部	p48
麻薬施用者免許証		

\* 麻薬施用者が死亡した場合は、相続人が届け出てください。

\* 麻薬診療施設の開設者は、その診療施設が麻薬診療施設でなくなったとき（診療施設を閉鎖したとき又は麻薬施用者が一人もいなくなったとき）は、「麻薬所有量届」を提出してください。この時、麻薬を所有している場合は、「麻薬譲渡届」又は「麻薬廃棄届」をあわせて提出してください。

#### 【麻薬管理者】

麻薬管理者は、次の（ア）～（ウ）の事項等に該当する場合は、「麻薬管理者業務廃止届（別記第3号様式）」に必要事項を記入し、免許証を添えて管轄保健所へ届け出てください。

- (ア) 麻薬に関する業務を廃止した場合
- (イ) 麻薬管理者の前提となる資格を失った場合
- (ウ) 麻薬管理者が死亡した場合

なお、次の a～c の事項等に該当する場合は、現有の麻薬管理者免許を廃止し、新たに免許申請をしなければなりません。なお、免許申請の手続きは当該変更前に行い、麻薬管理者不在期間が生じないように十分注意してください。

- a 麻薬診療施設の「所在地」が変わる場合
- b 転勤等で勤務する麻薬診療施設を変更する場合
- c 診療施設の開設者が変更になる場合（個人から法人への変更を含む。）

業務廃止の手続きは、次のとおり行ってください。

**届出期限**：業務廃止後15日以内

**提出先**：管轄保健所

**提出書類：**

提出書類	部数	様式
麻薬管理者業務廃止届(別記第3号様式)	1部	p48
麻薬管理者免許証		

\* 麻薬管理者が死亡した場合は、相続人が届け出てください。

**オ 麻薬診療施設でなくなった場合…麻薬診療施設の開設者の義務** (法36条)

麻薬診療施設でなくなった場合とは、当該診療施設が次の(ア)～(ウ)に該当する場合をいいます。

(ア) 保健所等に診療施設の廃止の届出を提出した場合

[例]・診療施設を廃止又は移転した場合

- ・診療施設の開設者が死亡(法人の場合は解散)した場合

- ・診療施設の開設者を変更(個人から法人に変更等)した場合

(イ) 麻薬施用者が1人もいなくなった場合

(ウ) 麻薬の取扱いをやめた場合

上記に該当する場合は、次のaの手続きにより麻薬所有量を報告し、所有する麻薬がある場合は次のbの手続きにより、所有していた麻薬を譲渡又は廃棄してください。

**a 麻薬所有量報告**

麻薬診療施設の開設者は、当該診療施設が麻薬診療施設でなくなった場合は、次により15日以内に麻薬の数量等を届け出てください。

**届出期限：**(麻薬診療施設でなくなってから)事後15日以内

**提出先：**管轄保健所

**提出書類：**

提出書類	注意事項等	部数	様式
麻薬所有量届 (細則第1号様式)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務廃止時に所有する麻薬の数量を届け出てください。</li> <li>・所有がなかった場合も「在庫なし」と記載し、届け出てください。</li> </ul>	1部	p61

\* 届出の際は、麻薬帳簿をご持参ください。(数量等に間違いがないか確認させていただきます。)

## b 業務廃止時に所有していた麻薬の処理

業務廃止時に所有していた麻薬については、麻薬診療施設廃止後 **50日間を超えて所持すると不法所持となる**ので、当該麻薬については、次の（a）又は（b）の方法で処理してください。

### （a）譲渡し

業務廃止時に所有していた麻薬は、業務廃止後、50日以内であれば、東海北陸厚生局長の許可を受けることなく、三重県内の他の麻薬診療施設の開設者（移転又は開設者を変更した後の麻薬診療施設を含む。）、麻薬卸売業者、麻薬小売業者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡すことができます。ただし、麻薬を譲り渡した場合は、譲渡先等を記入した「麻薬譲渡届（細則第2号様式）」を次のとおり届け出てください。

**届出期限**：麻薬を譲渡後15日以内

**提出先**：管轄保健所

**提出書類**：

提出書類	注意事項等	部数	様式
麻薬譲渡届 (細則第2号様式)	<ul style="list-style-type: none"><li>譲り渡した<u>後</u>に提出（15日以内）</li><li>必ず譲受者に押印をもらってください。</li></ul>	1部	p62

### （b）廃棄

業務廃止時に所有していた麻薬を廃棄する場合は、業務廃止後 50日以内に「麻薬廃棄届（別記第11号様式）」を提出した後、保健所の職員の指示に従って廃棄してください。

**届出期限**：業務廃止後50日以内の麻薬を廃棄する前

**提出先**：管轄保健所

**提出書類**：

提出書類	注意事項等	部数	様式/記載例
麻薬廃棄届 (別記第11号様式)	<ul style="list-style-type: none"><li>廃棄する<u>前</u>に提出</li></ul> <b>【廃棄方法】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>後日、保健所職員の立会いの下、原則、旧麻薬診療施設内で廃棄</li></ul>	1部	様式:p53 記載例:p54

## II 麻薬管理者の業務

麻薬管理者（麻薬管理者を設置しなくてもよい診療施設については、麻薬施用者とす。以下同じ。）は、当該麻薬診療施設において所有する麻薬の管理（受払・保管・廃棄等）を行わなければなりません。したがって、院内にある麻薬は、麻薬施用者等に手渡したのもでも患者に適正に施用されるまでは、麻薬管理者が管理してください。ただし、患者自身が服薬管理できる状況であれば、患者に必要最小限の麻薬を管理させても差し支えありません。

また、当該麻薬診療施設における麻薬施用者の免許の取得状況を把握することも麻薬管理者が行ってください。

### 1 譲受け（麻薬の購入等）と譲渡し（患者への交付等）

麻薬診療施設の開設者は、原則として次の（１）及び（２）の各項に掲げる場合以外は、麻薬を譲受け・譲渡しできません。

なお、麻薬診療施設間の貸借は絶対にしてはいけません。（同一開設者が開設する麻薬診療施設においても同様です。）

#### （１）譲受け（法第26条、第32条）

##### ア 麻薬卸売業者からの譲受け（麻薬の購入）

麻薬の購入は、三重県内の麻薬卸売業者からに限られています。麻薬卸売業者から麻薬を購入する際は、次の（ア）～（キ）の事項に十分注意してください。

（ア）麻薬卸売業者への「麻薬譲受証」の交付は、譲渡証及び麻薬の交付を受ける前又は交付と同時にしなければなりません。麻薬譲受（渡）証用紙に印のみを押印し、相手方に先に渡しておく等のいわゆる白紙委任行為は絶対に行わないでください。

（イ）「麻薬譲受証」は、麻薬診療施設の開設者の責任において作成ください。

「麻薬譲受証」には、譲受人の氏名（法人にあつては名称、代表者の職名及び氏名）、麻薬管理者の免許番号及び氏名、譲り受けようとする麻薬の品名・数量等必要事項を記載し、押印（法人にあつては代表者印又は麻薬専用印（他の用務と併用する印は認められません。ただし、覚醒剤原料用の印を除く。）を押印）してください。

麻薬専用印の例

医療法人△△  
病院理事長  
麻薬専用之印

麻薬と覚醒剤原料を兼用する印の例

医療法人○○  
病院理事長  
麻薬・覚醒剤原料  
専用之印



なお、譲受人が国、地方公共団体、その他公的病院等の場合には、氏名欄に麻薬診療施設の名称、施設長の職名・氏名を記載し、公印（又は公印に準ずるもの）又は麻薬専用印を押印しても差し支えありません。

また、余白部分には、斜線を引くか又は「以下余白」と記載してください。

(ウ) 麻薬卸売業者から交付を受けた「麻薬譲渡証」は、交付を受けた日から2年間保存してください。

(エ) 「麻薬譲渡証」を万一紛失又はき損した場合は、理由書等（き損した場合は、麻薬譲渡証を添付）を取引のあった麻薬卸売業者に提出し、再交付を受けてください。また、紛失した「麻薬譲渡証」を発見したときは、すみやかに麻薬卸売業者に返納してください。

(オ) 麻薬卸売業者から麻薬を譲り受ける場合は、麻薬卸売業者の立会いの下に、以下の事項を確認してください。なお、麻薬の数量の確認は必ずしも開封して行う必要はありません。

- ・ 麻薬譲渡証の記載事項及び押印等に不備はないか。
- ・ 麻薬譲渡証の品名、数量、製品番号と現品が相違していないか。
- ・ 麻薬の容器・包装に証紙による封かんがなされているか。

\* 破損等を発見した際の措置について

○両者立会いで証紙を開封し、破損等を発見した場合

⇒麻薬診療施設の開設者は麻薬譲渡証を返納し、麻薬卸売業者から麻薬譲受証の返納を受け、譲渡の対象となった麻薬を麻薬卸売業者が持ち帰ります。この場合、麻薬卸売業者が麻薬事故届を提出することになります。

○実際に使用する段階で証紙を開封し、破損等を発見した場合

⇒麻薬管理者が麻薬事故届を提出してください。また、明らかに不良品である場合は、製造販売業者等に返品等の必要性を確認してください。なお、返品する場合は、麻薬譲渡許可を取得する必要があります（申請書別記第10号様式）。

(カ) 麻薬診療施設が麻薬卸売業者の業務所から遠隔地にある場合等は、麻薬を麻薬卸売業者から書留便等の郵送により譲り受けることは差し支えありません。なお、遠隔地に該当するかの判断については、管轄保健所にお問い合わせ下さい。

\* 破損等を発見した際の措置について

○郵送等により両者の立会なしに麻薬を譲り受けた後に、破損等を発見した場合

⇒麻薬管理者が麻薬事故届を提出してください。

(キ) 麻薬卸売業者の業務所に直接出向いて麻薬を購入することは、事故等を生じ易いのでできるだけ避けてください。緊急時等やむを得ず麻薬卸売業者の業務所に直接出向いて麻薬を購入する時は、必ず互いに麻薬取扱者免許証等を提示して身分確認を行ってください。

## イ 麻薬卸売業者以外からの譲受け

麻薬の交付を受けた患者又は患者の遺族等から、処方変更又は死亡等により施用する必要がなくなった麻薬を譲り受けることができます。（他の麻薬診療施設・麻薬小売業者が交付した麻薬を含む。）

院外の患者または入院患者が自己で管理していた麻薬を譲り受けた場合は、原則、その都度、若しくはある程度まとまった段階で麻薬管理者と他の職員の立会いの下で廃棄し、廃棄後30日以内に「調剤済麻薬廃棄届（別記第19号様式）p59」に必要事項を記入し、管轄保健所へ届け出てください。

- \* 患者から譲り受けた麻薬は、麻薬の品質を保証することができませんので、再利用は避けてください。ただし、入院中の患者に交付した麻薬で、麻薬診療施設側で適切に管理されていた麻薬が返納された場合は、品質上問題の無い場合に限り、再利用することができます。
- \* 患者に一度交付した麻薬については、麻薬診療施設は回収する義務はありません。ただし、飲み残した麻薬を患者以外の家族等が麻薬と知らずに服用することを防ぐため、できる限り返却を求める、又は患者以外の者が服用しないよう十分服薬指導をしてください。

## (2) 譲渡し

### 患者への交付（法第24条、第27条）

麻薬施用者が麻薬を施用し、又は麻薬を施用するため交付する場合を除いて、麻薬診療施設の開設者は麻薬を譲り渡すことはできません。そのため、原則、麻薬卸売業者に返品、及び交換することはできません。

- \* 薬局、病院、診療所等間との貸借りは絶対にしてはいけません。譲受・譲渡違反となります。（同一開設者が開設する麻薬診療施設についても同様です。）

また、麻薬施用者は自ら指示をして、診療施設の薬剤師又は患者の看護に当たる看護師に麻薬及び麻薬処方箋を患者宅に届けさせることができます。その際には、次のア及びイに十分注意してください。

- \* 麻薬施用者が患者等の意を受けた看護又は介護に当たる看護師、ホームヘルパー、ボランティア等（以下「看護師等」という。）に麻薬を手渡した時点を患者への麻薬の交付とみなします。

### ア 麻薬及び麻薬処方箋を患者宅に届けさせる場合

患者の病状等の事情により、患者が麻薬を受領することが困難と認める場合に

は、患者又はその看護に当たる家族等の意を受けた看護師等に麻薬及び麻薬処方箋を手渡すことができます。その際、不正流出等防止のため、看護師等が患者又はその看護に当たる家族等の意を受けた者であることを書面、電話等で確認し、診察時等には患者が指示どおり麻薬を施用していることを患者又は患者の家族等を通じて随時確認してください。

イ 麻薬注射剤を患者又は患者の家族等に交付する場合

患者又は患者の看護に当たる家族等に麻薬注射剤を直接交付する際には、薬液を取り出せない構造で麻薬施用者が指示した注入速度（麻薬施用者が指示した量及び頻度の範囲内で患者が痛みの程度に応じた追加投与を選択できる「レスキュー・ドーズ」として注入できる設定を含む。）を変更できないものにしてください。ただし、看護師が麻薬施用者の指示・監督のもと、患者宅で麻薬注射剤の施用を補助する場合はこの限りではありません。

(3) その他の譲受け・譲渡し

ア 麻薬診療施設でなくなった診療施設から譲り受ける又は当該麻薬診療施設を廃止等した場合に廃止後50日以内に譲り渡す場合

イ 治験薬の譲渡、不良品の返品等特殊な場合

法第24条第10項の規定に基づき、事前に東海北陸厚生局長の許可を受けてください。許可申請の詳細等については東海北陸厚生局麻薬取締部に直接問い合わせてください。

厚生労働省東海北陸厚生局麻薬取締部	
電 話	0 5 2 - 9 5 1 - 6 9 1 1
ファクシミリ	0 5 2 - 9 5 1 - 6 8 7 6

また、治験薬である麻薬製剤の取扱いについては、『平成13年8月3日付け医薬審発第1207号、医薬監麻発第953号厚生労働省医薬局審査管理課長、監視指導・麻薬対策課長通知』を参照してください。

**2 管理及び保管**（法第33条、第34条）

**麻薬診療施設**で麻薬を保管及び管理する際は、以下の事項に十分注意してください。

(1) **麻薬保管庫**

麻薬は診療施設内に設けた「**鍵をかけた堅固な設備**」内で保管してください。（居住部分は不可。）

\* 「**鍵をかけた堅固な設備**」とは、麻薬専用の固定した金庫又は盗難防止のため固定するなどして容易に移動できない金庫（重量金庫）で施錠設備があるものをいいます（手提げ金庫、スチール製のロッカー、事務機の引き出し等は麻薬の保管庫とはなりません。）。**なお、麻薬を冷蔵保存する場合は、冷蔵**

庫内に施錠設備のある麻薬専用保管庫を固定してください。

- \* 院外処方箋のみを交付し、麻薬を保管する予定のない診療施設については、必ずしも麻薬保管庫の設置を要しません。（この場合も、帳簿は備え付けなければなりません。）ただし、麻薬診療施設内で麻薬を施用する必要が生じ、保管することになった場合は堅固な保管庫を設置してください。

## （２）麻薬保管庫の設置場所

薬局、調剤室、薬品倉庫等のうち、盗難防止を考慮し、人目につかず、関係者以外の出入がない場所を選ぶことが望まれます。（定数保管する場所も含む。）

## （３）麻薬の保管方法

麻薬保管庫は麻薬専用としなければなりません。現金及び書類（麻薬帳簿等）等を一緒に入れることはできません。（麻薬の出し入れを頻回に行う施設等にあつて、1日の間の麻薬の出し入れを管理するための書類（いわゆる棚表）を除く。）ただし、覚醒剤（覚醒剤原料は不可です。）は麻薬金庫と一緒に保管することができます。

また、出し入れのとき以外は必ず施錠し、鍵を麻薬保管庫につけたままにしないでください。麻薬を頻回に出し入れする診療施設においては、小出し用の麻薬保管庫を調剤室に設けて利用すると便利です。

## （４）麻薬の定数保管

病棟や手術室、集中治療室等の緊急に麻薬を使用する場所においては、麻薬を定数保管することができます。

定数保管制を採用した場合は、次のア～エの事項に注意してください。

ア 定数保管する麻薬の数量は、盗難防止等を念頭におき、麻薬保管庫及び施設の麻薬の使用状況に応じ決めてください。

イ 定数保管する麻薬は、麻薬保管庫に保管する必要があります。

ウ 麻薬を施用した場合は、診療施設で取り決めた時間内に麻薬を施用した麻薬施用者が麻薬管理者に報告し、麻薬を施用した麻薬を定数に戻しておく必要があります。

エ 定数保管制を採用しても麻薬が施用されるまでは麻薬管理者に管理責任があるので、病棟に補助者及び麻薬補助簿をおいて管理すると便利です。

## （５）その他

ア 仮払いにより夜間・休日等に麻薬を施用する場合

夜間、休日等で、麻薬管理者の不在により、麻薬の出し入れが困難な場合は、あらかじめ当直医師（麻薬施用者）が麻薬の仮払いを受け、麻薬管理者又は補助者が出勤した後に、施用票等（施用記録）とともに残余麻薬及び空アンプル等を

麻薬管理者に返納してください。

イ 往診用として麻薬を所持する場合

麻薬施用者が往診用として麻薬を所持する場合は、その都度必要最小限の麻薬を持ち出すこととし、施用しないで持ち帰った麻薬は、直ちに麻薬保管庫に戻し、常時往診鞆に麻薬を入れたままにしないでください。

### 3 麻薬帳簿（法第39条）

#### （1）麻薬帳簿の設置及び保存

麻薬管理者は、麻薬診療施設に麻薬帳簿を備え付けなければなりません。麻薬帳簿は、麻薬の保管がない場合も備え付けてください。

また、麻薬管理者は、帳簿を使い終わったときは、帳簿を速やかに麻薬診療施設の開設者に引き渡さなければなりません。

なお、麻薬診療施設の開設者は、閉鎖した麻薬帳簿を最終記載の日から2年間保存してください。

#### （2）記載事項

麻薬管理者は、麻薬の受払いについて、次の事項を帳簿に記載する必要があります。

ア 当該麻薬診療施設の開設者が譲り受けた麻薬の品名、数量及びその年月日

イ 当該麻薬診療施設の開設者が廃棄した麻薬の品名、数量及びその年月日

ウ 当該麻薬診療施設の開設者が譲り渡した麻薬（施用のため交付したコデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ及びこれらの塩類を除く。）の品名、数量及びその年月日

エ 当該麻薬診療施設で施用した麻薬（コデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ及びこれらの塩類を除く。）の品名、数量及びその年月日

オ 麻薬事故届を提出した場合は、届け出た麻薬の品名、数量及び事故年月日（届出年月日については備考欄に記載）

#### （3）記載上の注意事項

麻薬帳簿を記入する際は、次のア及びイの事項に注意してください。

ア 一般的注意事項

（ア）品名、剤型、濃度別に口座を設けて記載してください。原末から〇〇%散（水）等を予製した場合は、帳簿の別ページ等にそれぞれの口座を設けて記載してください。

（イ）帳簿の形式としては、金銭出納簿形式のものが便利です。なお、脱着式（ルーズリーフ等）の帳簿を使用しても差し支えありません。（ページを付してください。）

(ウ) ボールペン等文字が消えないものを使用してください。なお、記載内容の訂正は、訂正すべき事項を二重線等により判読可能なように抹消し、そのわきに正しい文字等を書き、訂正した箇所に訂正者（麻薬管理者）の印を押してください。修正液や修正テープは使用しないでください。

(エ) 麻薬の受け払い等をコンピュータで管理する場合は、原則、定期的に出し、印刷物を1ヶ所に整理し、立入検査等の際に提示できるよう管理してください。

(オ) 定期的な、帳簿残高と在庫現品を照合し、在庫の確認をしてください。

(カ) 原則、譲受け又は譲渡しがあつた都度、記載してください。

(キ) 麻薬注射剤の払い出しは薬局から出庫した日ではなく、施用の日をもって帳簿からの払い出しをして記載してください。

## イ 個別事項

### (ア) アンブル入り麻薬注射剤

受入れ、払出しの記録は、アンブル単位で記載してください。施用残が発生した場合は、麻薬管理者が他の職員の立会いの下で廃棄し、備考欄に廃棄数量をmL単位で記載するとともに、廃棄の立会者が記名押印又は署名してください。

### (イ) バイアル入り麻薬注射剤

複数の患者に施用する場合は、払出しの記録はmL単位で記載してください。分割施用により施用残が発生した場合は、麻薬管理者が他の職員の立会いの下で廃棄し、備考欄に廃棄数量をmL単位で記載するとともに、廃棄の立会者が記名押印又は署名してください。

### (ウ) 麻薬坐剤

受入れ、払出しの記録は、個（本）数単位で記載してください。分割施用により施用残が発生した場合は、麻薬管理者が他の職員の立会いの下で廃棄し、備考欄に廃棄数量をmg単位で記載するとともに、廃棄の立会者が記名押印又は署名してください。

### (エ) コカイン水

塗布した場合は綿棒又は綿球の数、点眼した場合は滴数、噴霧した場合は回数について、その集計数を1日分の施用量として記載してください。

### (オ) アヘンチンキ等

アヘンチンキ等の自然減量及びモルヒネ原末、〇〇%散（水）の秤量誤差については、麻薬管理者等が他の職員の立会いの下に確認のうえ、帳簿にその旨を記載し、備考欄に立会い者が記名押印又は署名してください。

(カ) リン酸コデイン、リン酸ジヒドロコデイン、塩酸エチルモルヒネの〇〇%散  
(水)

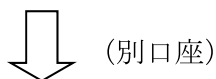
受入れ数量、年月日を記載するのみで、個々の払出しについて記載する必要はありません。

#### (4) 麻薬帳簿の記載例

##### 1 卸売業者から購入した場合（バイアル入り注射剤を別口座に移して記載）

品名	ケタラール静注用 200mg		単位	V
年月日	受入	払出	残高	備考
R4. 3. 1	10		10	厚生卸〇〇支店よりR4. 3. 2到着 AA-0002～AA-0011 ※1
R4. 3. 3		1	9	1V(AA-0002)別口座へ移動

※1 受入の年月日は、麻薬譲渡証に記載されている年月日を記載してください。麻薬譲渡証に記載されている年月日と、実際に麻薬卸売業者から納品を受けた日が異なる場合は、備考欄に納品日を記入してください。  
また、購入先の麻薬卸売業者の氏名又は名称及び購入した麻薬の製品番号を備考欄に記載してください。



品名	ケタラール静注用 200mg		単位	mL
年月日	受入	払出	残高	備考
R4. 3. 3	20		20	1V(AA-0002)より転記
R4. 3. 3		6	14	〇俣〇雄
R4. 3. 3		10	4	高〇〇也
R4. 3. 4		4	0	施用残 4mL 廃棄 立会者署名 ※2

※2 施用残液を廃棄する場合は、立会の下廃棄し、その数量をmL単位で記入するとともに、立会者が署名（記名押印）してください。  
なお、1 Vを複数の患者に施用しない場合は、アンプル入り麻薬注射剤と同様、V単位で取扱って差し支えありません。

##### 2 廃棄がある場合の記入例（施用に伴う消耗）

###### ①坐剤

品名	アンペック坐剤 20mg		単位	個（本）
年月日	受入	払出	残高	備考
R4. 10. 1			10	前帳簿から繰越し
R4. 10. 2		1	9	〇山〇夫 5mg 廃棄 立会者署名 ※3

※3 調剤後（調剤中に発生した1単位未満の残りは除く）、麻薬坐剤を分割施用した施用残は、立会の下廃棄し、その数量をmg単位で記載するとともに、立会者が署名（記名押印）してください。



②アンプル入り注射剤

品名	モルヒネ塩酸塩注射液 10mg		単位	A
年月日	受入	払出	残高	備考
R4. 10. 1			20	前帳簿から繰越し
R4. 10. 2		1	19	○山○夫 0.5mL 廃棄 立会者署名 ※4
R4. 10. 3		10	9	島○○雄 IVH 施用 5/500mL 廃棄 ※5 立会者署名

※4 アンプル入り麻薬注射剤の施用残は、立会いの下廃棄し、その数量をmL単位で記載するとともに、立会者が署名（記名押印）してください。

※5 I V H（中心静脈への点滴注射）に麻薬注射剤を注入して用いたものの残液は施用に伴う消耗に該当します。

なお、I V Hを500mL調整し、5mLを施用残として廃棄した場合、「5/500mL廃棄」等と調製量がわかるように記載することが望ましいです。

③注射剤（凍結乾燥品）

品名	アルチバ静注用 2mg		単位	V
年月日	受入	払出	残高	備考
R4. 3. 1	5		5	厚生卸○○支店より AS001～AS005
R4. 3. 2		1	4	○山○夫 例1：20mL 溶解液施用残 5mL廃棄 ※6 例2：5mL 廃棄（100μg/mL） 立会者署名

※6 凍結乾燥品の注射剤については、生理食塩水等に溶解して施用されることから、施用濃度がそれぞれ異なる場合があります。そのため、施用残を廃棄する場合には、溶解液の量又は濃度を併記してください。またカルテや施用票についても、同様に取扱ってください。

3 廃棄がある場合の記入例（調剤済麻薬廃棄届）

①アンプル入り注射剤

品名	モルヒネ塩酸塩注射液 10mL		単位	A
年月日	受入	払出	残高	備考
R4. 10. 1			10	前帳簿から繰越し
R4. 10. 2		3	7	高○○二 R4. 10. 3 3mL 廃棄 立会者署名 ※7 R4. 10. 8 調剤済麻薬廃棄届提出

※7 注射筒に充填したものの全量施用しなかった場合は、立会いの下廃棄してください。廃棄後30日以内に「調剤済麻薬廃棄届」を提出してください。

②貼付剤

品名	デュロテップMTパッチ 4.2mg		単位	枚
年月日	受入	払出	残高	備考
R4. 10. 1			10	前帳簿から繰越し
R4. 10. 2		5	5	高〇〇二 R4. 10. 3 1枚廃棄 立会者署名 ※8 R4. 10. 8 調剤済麻薬廃棄届提出

※8 ライナーから剥がすのに失敗した場合は、「調剤済麻薬廃棄届」の対象となります。  
 なお、施用途中で剥離した場合や途中で施用を中止した場合は、施用に伴う消耗として処理してください。

4 廃棄がある場合の記入例（麻薬廃棄届）

品名	デュロテップMTパッチ 4.2mg		単位	枚
年月日	受入	払出	残高	備考
R4. 10. 1			10	前帳簿から繰越し
R4. 10. 5 ※9		5	5	期限切れによる廃棄 R4. 10. 3 麻薬廃棄届提出 ※10 △△保健所 ○河□規 ㊞

※9 年月日欄には、麻薬を廃棄した日を記入してください。

※10 廃棄には、麻薬取締員又は保健所職員が立会いますので、その指示に従ってください。

5 麻薬事故届

①バイアル入り注射剤

品名	ケタラール静注用 200mg		単位	V
年月日	受入	払出	残高	備考
R4. 3. 1	10		10	厚生卸〇〇支店より AA-0002~AA-0011
R4. 3. 2		1	9	破損により15mL 流失 R4. 3. 3 事故届、麻薬廃棄届提出 ※11 R4. 3. 8 5mL 廃棄 △△保健所 ○山□子 ㊞

※11 調剤前の事故で一部回収できた場合

年月日欄には事故のあった日、払出欄には事故麻薬の数量を記入してください。この場合、回収できた麻薬に係る「麻薬廃棄届」をあわせて提出してください。  
 廃棄には、麻薬取締員又は保健所職員が立会いますので、その指示に従ってください。  
 なお、調剤後の事故に係る回収分については、「調剤済麻薬廃棄届」を提出してください。

②アンプル入り注射剤

品名	モルヒネ塩酸塩注射液 10mg		単位	A
年月日	受入	払出	残高	備考
R4. 10. 1			20	前帳簿から繰越し
R4. 10. 2		1	19	破損により全量流失 R4. 10. 3 事故届提出 ※12
R4. 10. 3		1	18	破損により0.5mL流失 R4. 10. 4 事故届提出 ※13 R4. 10. 4 0.5mL廃棄 立会者署名
R4. 10. 4		10	8	富〇〇一 R4. 10. 4 点滴中、モルヒネ塩酸 塩含有液8mL漏出、140mL回収 ※14 R4. 10. 5 事故届 R4. 10. 5 140mL廃棄 立会者署名

※12 調剤前の事故で全量流失した場合

年月日欄には事故のあった日、払出欄には事故麻薬の数量を記入してください。  
また、備考欄に事故の状況を簡単に記入してください。

※13 調剤前の事故で一部回収できた場合

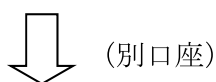
アンプル入り麻薬注射剤に限り、回収された麻薬に係る「麻薬廃棄届」を提出する必要はありません。立会いの下廃棄してください。

※14 施用中の事故で、一部回収できた場合

アンプル入り麻薬注射剤に限り、回収された麻薬に係る「調剤済麻薬廃棄届」を提出する必要はありません。

6 リン酸コデイン、リン酸ジヒドロコデイン、塩酸エチルモルヒネの記入例

品名	コデインリン酸塩		単位	g
年月日	受入	払出	残高	備考
R4. 10. 3	5		5	厚生卸〇〇支店より TY27
R4. 10. 4		2	3	10%散20g 調製



品名	コデインリン酸塩10%散		単位	g
年月日	受入	払出	残高	備考
R4. 10. 1			15	前帳簿から繰越し
R4. 10. 4	20		35	原末から調製
R5. 9. 30			18	秤量確認 立会者署名 ※15

※15 リン酸コデイン、リン酸ジヒドロコデイン、塩酸エチルモルヒネの〇〇%散（水）については、患者ごとに払出した数量を記入する必要はありません。そのため、毎年9月30日現在の残高を秤量し、前年の残高に1年間の受入総数量を加えた値から秤量値を差し引き、年間の払出量としてください。

7 綿棒等で使用するコカイン塩酸塩液

品名	1%コカイン塩酸塩液		単位	mL
年月日	受入	払出	残高	備考
R4. 10. 1			10	前帳簿から繰越し
R4. 10. 5	50		60	原末から調製
R4. 10. 6		綿棒 10本		〇山〇夫 他10名 ※16
R4. 10. 10			22	秤量確認 立会者署名 ※17
R5. 9. 30			15	秤量確認 立会者署名 ※18

※16 払出欄の記載は、綿棒又は綿球の数、点眼した場合は滴数、噴霧した場合はスプレー回数について、その集計数を1日分の施用量として記入してください。

※17 常時使用する診療施設にあっては1月に2回程度、それ以外の施設にあっては1月に1回程度、残高を秤量してください。

※18 毎年9月30日現在の残高を秤量し、前回の残高に1年間の受入総数量を加えた値から秤量値を差し引き、年間の払出量としてください。

8 患者等から返納があった場合の記入例

①元帳簿に記入する場合

品名	MS コンチン錠10mg		単位	錠
年月日	受入	払出	残高	備考
R4. 10. 1			110	前帳簿から繰越し
R4. 10. 4	(8)		110	○山○夫 返納 10. 6 8錠廃棄 ※19 立会者署名 10. 12 調剤済麻薬廃棄届提出
R4. 10. 5	(15)		110	○木○子 入院時持参、継続使用 10. 10 処方変更 5錠返納 ※20 10. 12 5錠廃棄 立会者署名 10. 12 調剤済麻薬廃棄届提出
R4. 10. 6	* (10)		120	矢○○雄 ※21

※19 外来患者からの返納

外来患者に一旦交付された麻薬を患者又は患者の家族から譲り受けた場合には、その麻薬を立会いの下廃棄してください。この場合、受入欄に受入数量を（ ）書きで記入してください。なお、残高には加えないでください。廃棄後30日以内に「調剤済麻薬廃棄届」を提出してください。

※20 持込継続使用

再入院、転入院により患者が持参した麻薬を引き続き施用する必要がある場合で、ナースセンター等で管理する場合は、受入欄にその数量を（ ）書きで、備考欄に入院後施用の旨を記入してください。なお、残高には加えないでください。処方変更等により生じた残余の麻薬については、立会いの下廃棄してください。廃棄後30日以内に「調剤済麻薬廃棄届」を提出してください。

※21 再使用

入院患者から返納された麻薬（ナースセンター等で管理していたものに限る。）を再使用する場合は、受入欄の（ ）書きに\*印を付すと同時に、受入数量を残高に加えてください。

②補助簿（廃棄簿）に返納廃棄の状況を記入する場合

<例1 品目別>

品名	MS コンチン錠10mg		単位	錠	方法	溶解後放流
受入年月日	受入数量	廃棄年月日	立会者署名	届出年月日	備考	
R4. 10. 4	8	R4. 10. 4	〇〇〇〇	R4. 10. 30	〇山〇夫 返納	
R4. 10. 10	5	R4. 10. 12	〇〇〇〇	R4. 10. 30	〇木〇子 持参麻薬一部	

<例2 時系列>

受入年月日	品名	受入(廃棄)数量	患者名	廃棄年月日	立会者署名	届出年月日	備考(廃棄理由)
R4. 10. 4	MSコンチン錠10mg	8T	〇山〇夫	R4. 10. 4	〇〇〇〇	R4. 10. 30	外来患者返納
R4. 10. 10	MSコンチン錠10mg	5T	〇木〇子	R4. 10. 12	〇〇〇〇	R4. 10. 30	持込継続 処方変更
R4. 10. 12	フェンタニル注0.1mg	4mL	山〇〇一	R4. 10. 12	〇〇〇〇	R4. 10. 30	患者死亡
R4. 10. 13	モルヒネ塩酸塩含有液	100mL(1mg含有)	多〇〇三	R4. 10. 13	〇〇〇〇	R4. 10. 30	施用中止

③補助簿（持込継続使用分）に持込継続使用の状況を記入する場合

品名	MS コンチン錠10mg		単位	錠
年月日	受入	備考		
R4. 10. 4	15	〇木〇子 10. 10 処方変更 5錠返納 ※22		

※22 処方変更等により残余の麻薬が生じた場合は、補助簿（廃棄簿）に所定の事項を記載してください。

9 帳簿訂正

品名	アヘンチンキ		単位	mL
年月日	受入	払出	残高	備考
R4. 9. 26		2.5	12.5	小〇〇正
R4. 9. 30			12.2	帳簿等を確認した結果、自然減量と認められるので訂正(−0.3mL) 立会者署名 ※23

※23 アヘンチンキ等の自然減量、モルヒネ原末、倍散等の秤量誤差については、立会いのもと確認のうえ、備考欄にその旨を記載し、立会者が署名（記名押印）してください。

#### 4 その他

##### (1) 携帯輸出（輸入）（法第13条、第17条）

自己の疾病の治療のため麻薬を服用する必要のある患者が、外国に出かけたり（出国）、又は外国で飲み残しなどした麻薬を携帯して帰国（入国）する場合には、厚生労働大臣に許可を受ければ、麻薬を携帯して出国・入国（輸出・輸入）することができます。麻薬を服用中の患者から問い合わせがあった場合は、厚生労働省東海北陸厚生局麻薬取締部へ直接問い合わせるように指導してください。

厚生労働省東海北陸厚生局麻薬取締部	
電 話	0 5 2 - 9 5 1 - 6 9 1 1
ファクシミリ	0 5 2 - 9 5 1 - 6 8 7 6

- \* 携帯輸出（輸入）は、「自己の疾病治療の目的で携帯して麻薬を輸出（輸入）」する場合に限り厚生労働大臣が許可することとなっており、本人以外の携帯や郵送等は認められていません。
- \* 携帯輸出の許可は、日本を出国する際に有効なものです。一部の国は、日本の「携帯輸出許可書」での携帯が可能ですが、事前に相手国の大使館や領事館に照会してください。

### Ⅲ 麻薬施用者の業務

ここでは、麻薬を患者に処方する際の一般的注意事項と、診療録及び麻薬処方箋の記載上の注意事項について説明します。

#### 1 麻薬を処方する際の注意事項（法第27条、第30条、第33条）

麻薬を患者に施用、施用のために交付又は麻薬処方箋を交付（以下「施用・交付」という。）することは、麻薬施用者でなければできません。なお、施用・交付する際には次の事項に注意してください。

##### （1）全般的注意事項

ア 疾病の治療以外の目的で麻薬を施用・交付することはできません。ただし、次の場合は、例外的に疾病の治療と認められています。

- ・人工妊娠中絶手術を行う場合
- ・産児制限の目的で、避妊用リングを挿入する場合
- ・美容上の目的で、隆鼻、二重まぶたの整形等の手術を行う場合
- ・十二指腸ゾンデを挿入する際、咽喉にコカイン液を塗布する場合

イ 麻薬中毒の症状を緩和するため、又はその中毒の治療の目的で、麻薬を施用・交付することはできません。

ウ その診療施設で麻薬管理者が管理する麻薬以外の麻薬を施用し、又は施用のため交付することはできません。

エ 政府発行の証紙で封が施されているままで、患者に麻薬を施用のため交付することはできません。

##### （2）麻薬注射剤についての注意事項

麻薬注射剤を施用のため、アンプル又はバイアルのまま、患者に交付しないでください。（看護師が麻薬施用者の指示・監督の下、患者宅で麻薬注射剤の施用を補助する場合を除いては、当該麻薬のアンプル等をそのまま交付することは認められていません。）なお、在宅患者に交付するにあたって、麻薬注射剤を直接に患者又は患者の看護に当たる家族等に交付する場合、及び、分割施用する場合には次のア及びイの事項に注意してください。

ア 麻薬注射剤を在宅患者に施用のため交付する場合

直接に患者又は患者の看護に当たる家族等に交付するときは、薬液を取り出せない構造で麻薬施用者が指示した注入速度（麻薬施用者が指示した量及び頻度の範囲内で患者が痛みの程度に応じた追加投与を選択できる「レスキュー・ドーズ」として注入できる設定を含む。）を変更できないものにしてください。

ただし、看護師が麻薬施用者の指示・監督の下、患者宅で麻薬注射剤の施用を補助する場合はこの限りではありません。



イ 麻薬注射剤を分割して2人以上の患者へ施用する場合

(ア) アンプル製剤

麻薬注射剤を分割して2人以上の患者に施用することは、保管・管理面、衛生面に問題がある場合は避けてください。

また、同一患者に麻薬注射剤を施用する際、手術等で数回に分け連続して施用する場合であっても保管・管理面、衛生面に問題がある場合は避けてください。

(イ) バイアル製剤

バイアル入り麻薬注射剤については、アンプル入りのものとは異なり、麻薬の保管・管理面、衛生面に問題がなければ、複数の患者に施用しても差し支えありません。その際には、実際に施用した数量をmL単位で患者ごとに診療録及び麻薬帳簿に記載してください。

### (3) フェンタニル経皮吸収型製剤を慢性疼痛患者へ処方・施用する場合

フェンタニル経皮吸収型製剤の慢性疼痛患者への処方・施用にあたっては、次の手順によってください。

- ① 医師は製造販売業者の提供する講習を受講してください。（製造販売業者は講習を終了した医師に対し当該医師専用の確認書を発行）
- ② 医師及び患者は処方時に確認書に署名してください。
- ③ 確認書の一方を医療機関が保管し、もう一方を患者に交付してください。
- ④ 薬剤師は患者から麻薬処方箋と共に確認書の提示を受け調剤してください。  
なお、確認書が確認できない場合には、処方医が講習を終了した医師であることを確認した上で調剤してください。

### (4) メサドン塩酸塩製剤の使用にあたっての留意事項

本剤の効能効果は「他の強オピオイド鎮痛剤で治療困難な疾患（中等度から高度の疼痛を伴う各種癌）における鎮痛」であり、がん性疼痛の治療に精通した医師によってのみ処方・使用されるとともに、リスク等についても十分に管理・説明できる医師・医療機関のもとでのみ用いられる必要があります。このため以下の事項について注意してください。

- ① 本剤の処方・使用にあたっては、医師は製造販売業者の提供する講習を受講してください。なお、この講習の受講を希望する場合は、本剤の製造販売業者へ問い合わせてください。
- ② 薬剤師は、処方医が講習を終了した医師であることを確認した上で調剤してください。
- ③ 本剤はQT 延長や心室頻拍（Torsades de pointes を含む）、呼吸抑制等があらわれ、死亡に至る例が報告されています。重篤な副作用により、致命的な経過をたどることがあるので、治療上の有益性が危険性を上回ると判断される場合に

のみ投与してください。（添付文書の「禁忌」、「慎重投与」、「重要な基本的注意」、「重大な副作用」の項を参照してください）

#### （5）入院患者等から返納された麻薬を再使用する場合

当該麻薬診療施設内で施用のため入院中の患者に交付した麻薬が、処方変更、患者の死亡等のため返納された場合は、次のア～ウの事項に注意してください。

ア 返納された麻薬を再使用する場合は、当該麻薬が麻薬診療施設側で管理されていたもので、品質上問題のないものに限られます。

イ 帳簿に必要事項を記載してください。

ウ 再使用しない場合、廃棄後30日以内に「調剤済麻薬廃棄届」を提出してください。

#### （6）入院患者が麻薬を自己管理する場合

入院患者に麻薬を交付した際、患者自身が服薬管理できる状況であれば、患者に必要最小限の麻薬を保管させることは差し支えありません。（この場合、麻薬を保管するための麻薬保管庫等の設備は必要ありません。）ただし、病状等からみて患者が服薬管理できないと認めるときは、麻薬管理者は、交付した麻薬を病棟看護師詰所等で保管、管理するよう指示してください。

なお、麻薬管理者は、紛失等の防止を図るため、患者に対して、保管方法を助言するなど注意喚起に努め、服用状況等を随時聴取し、施用記録等に記載するようしてください。

#### \* 自己管理していた麻薬を紛失等した場合

入院患者が交付された麻薬を不注意で紛失等した場合には、麻薬管理者は麻薬事故届を提出する必要はありません。ただし、紛失等した状況を患者から聴取して原因を把握したうえで、盗難や詐取等の蓋然性が高い時は、管轄保健所にその状況を報告するとともに、警察にも連絡してください。

#### （7）転院等で患者が持参した麻薬の取扱い

##### ア 継続施用する場合

外来患者の入院又は他の麻薬診療施設からの転院等により、当該麻薬診療施設に入院することとなった患者が持参した麻薬を継続施用するときは、次の（ア）～（ウ）に注意してください。

（ア）麻薬管理者は、患者の病状等により病棟看護師詰所等で保管するか、又は患者に保管させるか等、当該麻薬の管理方法を適宜判断してください。なお、患者に自己管理させる場合は患者自身が自己管理できる必要最小限の量としてください。

（イ）他の患者に施用しないでください。

(ウ) 帳簿に必要な事項を記入してください。

帳簿には、持参した患者の氏名と受け入れた麻薬の品名及び数量を（ ）書きで記載し、残高には加えないでください。

イ 継続施用せず廃棄する場合

- ・ 帳簿に必要な事項を記入してください。また、残高には加えず、元帳簿の備考欄もしくは補助簿（廃棄簿）に患者の氏名、麻薬廃棄年月日及び調剤済麻薬廃棄届提出年月日を記載し、立会者が署名又は記名押印してください。
- ・ 廃棄後30日以内に「調剤済麻薬廃棄届」を届け出てください。

## (8) その他

- ・ 麻薬坐剤は、基本的には経口剤の取扱いに準じますが、入院患者等に対して分割して施用することは差し支えありません。その場合の施用残については、「施用に伴う消耗」として立会者の下で廃棄してください。麻薬廃棄届、調剤済麻薬廃棄届の提出は必要ありません。
- ・ 麻薬を調剤する場合、調剤の予備行為として、麻薬の10%散(水)、1%散(水)、坐剤等を調製することは可能です。この場合、麻薬帳簿への記載が必要となります。

## 2 診療録（カルテ）（法第41条）

麻薬施用者が麻薬を施用し、又は施用のため交付したときは、医師法等に規定する診療録（カルテ）に下記事項を注意事項に従って記載しなければなりません。

なお、診療録（カルテ）は、医師法第24条第2項等により5年間保存しなければなりません。

### (1) 記載事項

麻薬施用者は、診療録（カルテ）に、次のア～エの事項を記載してください。

- ア 患者の氏名、性別、年齢、住所
- イ 病名及び主症状
- ウ 麻薬の品名及び数量
- エ 施用又は交付の年月日

### (2) 記載上の注意事項

診療録（カルテ）を記入する際は、次のア及びイの事項に十分注意してください。

ア 一般的注意事項

(ア) 麻薬を継続施用又は施用のため交付の記載

2回目以降についても、「d o」、「前同」、「〃」、約束処方番号、保険点数等のみを記載するのではなく、その都度麻薬の品名、数量を記載してください。

(イ) 麻薬の品名の記載

局方名、一般名、商品名又は簡略名(リンコデ、塩モヒ程度の略名であれば可)のいずれでもよく、英文による記載でも差し支えありませんが、同名の麻薬がある場合は規格(塩モヒ注 200mg 等)を記載してください。

(ウ) 医師処方欄及び処置欄への記載

麻薬の品名及び数量を記載し、その下に朱線を引くか、「罙」を朱書き又は押印することが望まれますが、場合によっては省略してもかまいません。

なお処置欄への記載については、施用した麻薬の品名及び数量を記録した書面を添付しても差し支えありません。

イ 個別事項

(ア) 麻薬注射剤

数量の記載については、A(アンプル)又はV(バイアル)の単位の記載ではなく、実際に施用した数量をmL単位で記載してください。

(イ) コカイン水のような処置用麻薬

綿棒の数、スプレー数等を記載してください。

(ウ) モルヒネ坐剤

何mgの坐剤を何個施用したのかが分かるように記載してください。

(エ) モルヒネ水溶液などの水剤の連続施用

何回分の処方の何回を施用したのかをわかるようにすると便利です。

(例：15 回分の3回目の施用であれば、麻薬の品名、数量とともに3/15 と記載します。)

### 3 麻薬処方箋 (法第27条)

#### (1) 記載事項

麻薬施用者は、麻薬処方箋を交付する場合は、その処方箋に次のア～キの事項を記載し、記名押印又は署名する必要があります。

ア 患者の氏名、年齢(又は生年月日)

イ 患者の住所

ウ 麻薬の品名、分量、用法、用量(投薬日数を含む)

エ 処方箋の使用期間(有効期間)

オ 処方箋の発行年月日

カ 麻薬施用者の記名押印又は署名、麻薬施用者免許番号

キ 麻薬診療施設の名称、所在地

\* 院内処方箋については、上記イ、エ、キの事項を省略することができます。

\* イ 患者の住所、及びカ 麻薬施用者免許番号については、一般の処方箋には

ない項目ですので、麻薬処方箋を記載する際には記載漏れがないよう注意してください。

## (2) 記載上の注意事項

- ア 麻薬処方箋に約束処方を記載する場合には、次の事項を守る必要があります。
- ・ 麻薬施用者と麻薬管理者及び薬剤師との間であらかじめ誤解のないよう設定されたものであること。
  - ・ 院内処方箋の記載にのみ用いること。
  - ・ 約束処方の名称に麻薬の品名及び数量を併記すること。

例：

R p .	コデインリン酸塩	0.06g	
	アスベリン散	1.2g	
	メチルエフェドリン塩酸塩散	1.2g	分3 毎食後/○日分

の処方を

R p .	鎮咳1号(コデインリン酸塩60mg)	分3 毎食後/○日分
-------	--------------------	------------

と記載してもかまいません。ただし、例えば、「鎮咳1号」あるいは「H-1」のみの名称記載は不適當です。

- イ 麻薬の処方日数は、基本的には患者の病態、通院の便等を考慮して医師が決める事項です。

なお、麻薬を施用し始めてから最初の2～3週間や患者の原疾患の悪化が進行する時期においては処方量が一定しないことから、短期間の処方日数とすることが望まれます。

- ウ 麻薬処方箋には、必ずしも「麻薬」と表記する必要はありませんが、管理の面から、他の処方箋と区別するため、麻薬処方箋の上部に「罂」を朱書きするか、麻薬の品名の下に朱線を引くと便利です。ただし、患者に不安を抱かせる場合等にはこの限りではありません。

- エ 麻薬注射剤及び麻薬坐剤の場合には、麻薬管理者が施用量や残余量を確認して麻薬帳簿に記載する必要があるため、院内麻薬処方箋（例1）を使つての麻薬管理者への請求には、施用量を確認することのできる複写式の施用票（例2）を用いると便利です。

## (3) 調剤済み麻薬処方箋の保管

院外処方箋の場合（麻薬小売業者が保管）は3年間、院内処方箋の場合（麻薬管理者が保管）は2年間の保管が義務づけられています。

<麻薬処方箋及び麻薬施用票の例>

[例1：院内麻薬注射箋]

様式(1)

院 内 麻 薬 注 射 箋					No.	
入 院	病棟名	科	発行年月日	年 月 日		
外 来		科				
患者氏名	様		年齢	歳		
カルテ番号						
麻 薬 名		数 量		A		
麻薬施用者 免許番号	麻薬施用者 氏名・印		印			
受 領 者	薬 局 交 付 者		麻 薬 管 理 者			

※ 太枠部分が複写式

[例 2 : 麻薬施用票]

様式 (2)

麻 薬 施 用 票				No.	
入 院	病棟名	科	施用年月日	年 月 日	
外 来		科			
患者氏名	様		年齢	歳	
カルテ番号					
麻 薬 名	数 量	施用数量	未使用アンプル		
			A		
			施 用 残 量		
	A	m L	m L		
麻薬施用者 免許番号		麻薬施用者 氏 名			
返品・残液 受 領 者		返品・残液 返 納 者		麻 薬 管 理 者	

※ 太枠部分が複写式

## IV 業務に関する諸届

麻薬管理者又は麻薬診療施設の開設者が届け出る必要があるものには、麻薬廃棄届、麻薬事故届、年間報告等があります。ここでは、これら各届を行う際に注意すべき事項等について説明します。

### 1 麻薬の廃棄

麻薬を廃棄する場合は、次の（１）～（３）の３通りの方法があります。なお、個別事例に対応した廃棄手続については「麻薬診療施設における麻薬廃棄届出に関する手引き」（p69）の別添（図１）～（図６）を参照してください。

#### （１）陳旧麻薬等の廃棄（法第29条）

次の麻薬を廃棄する場合には、あらかじめ「麻薬廃棄届（別記第11号様式）」を届け出た後でなければ廃棄することはできません、廃棄は、管轄保健所職員の指示に従ってください。

#### 【対象となる麻薬】

- ・ 陳旧麻薬、業務廃止等により不要となった麻薬
- ・ 調剤中に汚染、誤調剤等の事故があった麻薬
- ・ 調剤中に発生した1単位未満の残りの麻薬
  - \* 1単位とは、1錠、1カプセル、1個（坐剤）、1包（顆粒剤）等の1回で使い切るために個別に包装された製剤1個分のこと。
- ・ 調剤前に破損等の事故があり、回収された麻薬（アンプル入り麻薬注射剤を除く。）
  - \* 回収不可能分については、「麻薬事故届」により届け出てください。
  - \* アンプル入り麻薬注射剤については、回収された麻薬及び回収不可能分ともに「麻薬事故届」により届け出てください。（事故及び経過を詳細に記入することで、あらためて「麻薬廃棄届」又は「調剤済麻薬廃棄届」を提出する必要はありません。）これは、アンプル注射剤の破損等による流失事故で一部でも回収できた麻薬は、医療上再利用できず、本来回収できた麻薬とは認められないためです。

「麻薬廃棄届」により麻薬を廃棄する場合は、次のとおり行ってください。

**廃棄方法：**事前に麻薬廃棄届を提出し、管轄保健所職員の立会いの下、原則調剤室で適切な方法で廃棄してください。

**届出期限：**あらかじめ

**提出先：**管轄保健所

**提出者：**麻薬診療施設の開設者

（法人の場合、届出者の氏名欄は、法人の名称、施設の名称、施設長の職名・氏名、職長印を押すことでも差し支えありません。）



提出書類等：

提出書類	注意事項等	部数	様式/記載例
麻薬廃棄届 (別記第11号様式)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄する<b>前</b>に提出</li> </ul> <b>【廃棄方法】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 後日、保健所職員の立会いの下、原則、当該麻薬診療施設内で廃棄</li> </ul>	1部	様式：p53 記載例：p54

\* 麻薬廃棄届を提出した場合には、麻薬帳簿にその旨を記載し、麻薬廃棄届の写しを保管しておいてください。

(2) 調剤された麻薬の廃棄 (法第29条、第35条第2項)

調剤された麻薬は、麻薬管理者が、麻薬診療施設の他の職員の立会いの下で廃棄してください。(具体的な廃棄方法は「廃棄方法参考例：p37」を参照してください。) また、廃棄後30日以内に「調剤済麻薬廃棄届(別記第19号様式)」を管轄保健所へ届け出てください。なお、「麻薬帳簿」への記録も必要です。

**【対象となる麻薬】**

- ・ 外来患者に交付したが、不要になったため患者等から譲り受けた麻薬
- ・ 入院患者に交付したが、飲み残しや施用中止になったため患者から譲り受けた麻薬
  - \* 院外麻薬処方箋のみ交付し、麻薬を所有しない麻薬診療施設で麻薬保管庫を設置していない場合は、直ちに廃棄してください。
- ・ 再入院の際に患者が持参したが、施用しなかった麻薬
- ・ アンフルカットしたが、死亡等で施用しなかった麻薬
  - \* アンフルカット後であっても、汚染、誤調剤、誤調製が生じた場合は、調剤した麻薬には該当しません。(「麻薬廃棄届」が必要。)
- ・ ライナーから剥がすのに失敗した貼付剤の麻薬
- ・ 調剤後に破損等の事故があり回収された麻薬(アンフル入り麻薬注射剤を除く。)
  - \* 回収不可能分については、「麻薬事故届」により届け出てください。
  - \* アンフル入り麻薬注射剤については、回収された麻薬及び回収不可能分ともに「麻薬事故届」により届け出てください。(事故及び経過を詳細に記入することで、あらためて「麻薬廃棄届」又は「調剤済麻薬廃棄届」を提出する必要はありません。) これは、アンフル注射剤の破損等による流失事故で一部でも回収できた麻薬は、医療上再利用できず、本来回収できた麻薬とは認められないためです。

「調剤済麻薬廃棄届」により麻薬を廃棄する場合は、次のとおり行ってください。

**廃棄方法**：麻薬管理者が、麻薬診療施設の他の職員の立会いの下で廃棄

**届出期限**：廃棄後30日以内

(30日以内であれば、その間の複数の廃棄をまとめて一つの届出書で提出しても構いません。ただし、院外処方箋のみを交付する麻薬を所有しない麻薬診療施設で、麻薬保管庫を設置していない場合は、直ちに廃棄してください。)

**提出先**：管轄保健所

**提出者**：麻薬診療施設の開設者

(法人の場合、届出者の氏名欄は、法人の名称、施設の名称、施設長の職名・氏名、職長印を押すことでも差し支えありません。)

**提出書類**：

提出書類	注意事項等	部数	様式/ 記載例
調剤済麻薬廃棄届 (別記第19号様式)	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄した<b>後</b>に提出(廃棄後30日以内)</li> <li><b>【廃棄方法】</b></li> <li>麻薬管理者(麻薬管理者がいない麻薬診療施設においては麻薬施用者)が他の従事者の立会いの下、原則、当該麻薬診療施設内で廃棄</li> </ul>	1部	様式:p59 記載例:p60

\* 調剤済麻薬廃棄届を提出した場合には、麻薬帳簿にその旨を記載し、調剤済麻薬廃棄届の写しを保管しておいてください。

<破損等の事故があった場合の届出方法>

	払出し前(調剤前)		払出し後(調剤後)	
	回収分	未回収分	回収分	未回収分
アンプル入り 麻薬注射剤	麻薬事故届		麻薬事故届	
上記以外の 麻薬	麻薬廃棄届	麻薬事故届	調剤済麻薬 廃棄届	麻薬事故届

### (3) 麻薬注射剤の施用残液等の廃棄

麻薬管理者が、麻薬診療施設の他の職員の立会いの下で廃棄してください。

なお、この場合、廃棄届の届出は必要ありません。

**【対象となる麻薬】**

- 麻薬注射剤の施用残液(分割施用されたバイアル製剤の施用残を含む)

※ 施用残液のあるアンプル及び空アンプルは麻薬管理者に返納してください。

- ・ I V H（中心静脈への点滴注射）に麻薬注射剤を注入して用いたものの残液
- ・ 分割施用された麻薬坐剤の施用残
- ・ 貼付剤1枚のうち、一部を施用した後の残り分

## <参考：経皮吸収型製剤の取扱いについて>

### 1 廃棄手続き

#### (1) 院内施用の場合

- 施用済みのもの（例：貼付が終わったもの、施用途中で剥離したもの、途中で施用を中止したもの、貼付直後、上手く貼付できず剥がれたもの、等）

麻薬管理簿等へ回収の記録を残す必要はありませんが、麻薬管理者が全て回収し適切に廃棄して下さい。

- 払出し後、全量施用しなかった、又は一部施用し残りが生じた場合※で再利用しないもの、及び貼付できなかったもの（例：外袋を開封後、貼付しなかったもの、ライナーから剥がすのに失敗したもの、等）「調剤済麻薬廃棄届」を提出してください。

※ 一部施用し残りが生じた場合とは、例えば3枚処方し、2枚は使用したが、処方変更等により、1枚は使用されずに残りが生じた場合などが該当します。

なお、この製剤は1枚をそのまま貼付して使用する製剤であり、切断して使うことはないので、「一枚の一部を施用した残り分」は発生しません。

#### (2) 院外施用の場合

施用せずに残った製剤は、病院・薬局へ返却するよう患者等に指導して下さい。患者等から返却された場合は、院内施用の場合に準じて廃棄にご協力下さい。

### 2 廃棄方法

#### (1) 施用済製剤

粘着面を二つ折りにして張り合わせた後、通常の医薬品と同様に廃棄してください。（麻薬廃棄届、調剤済麻薬廃棄届等は不要）

#### (2) 未使用製剤

焼却可能であれば焼却処分してください。焼却できない場合には、ライナー層を剥がし、粘着面を内側に二つ折りにして貼り合わせた後、ハサミなどで細断し、通常の医薬品と同様に廃棄してください。なお、シュレッダーを使用した廃棄は行わないでください。

### 3 施用済製剤の盗取に対する対応について

当該貼付剤については、海外において使用済製剤が大量に盗取され違法に麻薬成分が抽出された事例等があるので、取扱いには十分に注意してください。

## 廃棄方法参考例

品名、剤型	廃棄方法参考例
各種注射剤	<p>【アンプル剤】 アンプルをカットし注射剤を下水に放流する。</p> <p>【凍結乾燥品】 溶解後シリンジにとり注射液を下水に放流する。</p>
デュロテップパッチ	<p>ゴム手袋を着用し、ライナーを剥がし、粘着面を内側に二つ折りにした後、ハサミを用いて切れ目を入れるなどし、内容物（ゲル）を放流のうえ、パッチ本体は通常の医薬品と同様に廃棄する。</p>
アンペック坐剤	<p>アンペック坐剤1個に対し、温水100mLと家庭用液体台所洗剤1mLを加え、攪拌して溶かした後、放流する。</p>
カディアンスティック	<p>下記（1）又は（2）の処理後、下水に放流する。</p> <p>（1）エタノールがある場合</p> <p>①ペレット重量に対して5倍量のエタノール（95％）に、ペレットを添加し、5～10分間攪拌する。</p> <p>②攪拌後の白濁した液に50～60℃の温水をエタノール量の3倍量加え、残存したペレットが溶解するまで攪拌する。</p> <p>* 消毒用エタノールを用いる場合は、95％の1.5倍量必要。</p> <p>（2）エタノールのない場合</p> <p>50～60℃の温水でペレットを湿らせて乳鉢で粉碎し、最終的に製剤（顆粒）1gあたり10mLの温水を加えて乳鉢で3～5分かき混ぜることにより、ペレットが崩壊し、硫酸モルヒネが溶解する。不溶性の皮膜は18号（目開き：850μm）で除去できる。</p> <p>* 乳鉢による顆粒のはじき飛ばしに注意すること</p>
カディアンカプセル	<p>カプセルをはずし、内容物を取り出し、カディアンスティックと同様の処理を行う。</p> <p>なお、カプセルは通常の医薬品と同様に廃棄する。</p>
タペンタ錠	<p>錠剤を焼却するか、粘着力の強いガムテープ等で錠剤を包み、錠剤が見えない状態にして、通常の医薬品同様に廃棄する。</p>
他の錠剤、散剤等	<p>（粉碎後）、水に溶かして下水に放流する。</p>

### ！注意

麻薬廃棄届の必要な場合は、必ず保健所職員の立会いのもとで、その指示により廃棄してください。

## 2 麻薬の事故

### (1) 麻薬事故届 (法第35条第1項)

麻薬管理者等が管理している麻薬に、滅失、盗取、所在不明、その他の事故があった場合は、すみやかにその麻薬の品名、数量、その他事故の状況を明らかにするため必要な事項を記載した「麻薬事故届 (別記第18号様式)」を管轄保健所を経由し、三重県知事あてに届け出てください。

なお、事故届を提出した場合には麻薬帳簿の備考欄にその旨記載し、麻薬事故届の写しを保管してください。

また、麻薬を盗取された場合は、すみやかに警察へも届け出てください。「麻薬事故届」による事故の報告は、次のとおり行ってください。

届出期限：事故発生後すみやかに

提出先：管轄保健所

提出者：麻薬管理者

提出書類：

提出書類	部数	様式/記載例
麻薬事故届 (別記第18号様式)	2部	様式:p55 記載例:p56～58

### (2) 破損等の事故で回収できた麻薬の取扱いについて

ア アンプル入り注射剤以外の麻薬 (「1 麻薬の廃棄」 (p33) 参照)

○ 払出し (調剤) 前の事故の場合

回収分について、「麻薬廃棄届」をあわせて届け出てください。届出後、保健所職員の立会いの下、原則、当該麻薬診療施設内で廃棄することになります。

○ 払出し (調剤) 後の事故の場合

回収分については、麻薬管理者が他の従事者の立会いの下、原則、当該麻薬診療施設内で廃棄し、廃棄後30日以内に「調剤済麻薬廃棄届」を届け出てください。

イ アンプル入り麻薬注射剤の場合

アンプル入り麻薬注射剤に限り、過誤によって破損したことにより流失した場合、たとえ一部を回収したとしても当該麻薬注射剤全体に対する事故とみなし、麻薬事故届のみ提出することとして差し支えありません。その際、麻薬事故届の「事故発生の状況」欄に、回収のうえ廃棄した麻薬の量、及び廃棄の方法を括弧書きで記載してください。 (あらためて「麻薬廃棄届」又は「調剤済麻薬廃棄届」を提出する必要はありません。) また、回収麻薬を廃棄する場合は、麻薬管理者が他の従事者の立会いの下で廃棄してください。

\* 回収麻薬を廃棄する際、廃棄届の届出を要さない場合はアンプル入り麻薬注射剤に限られます。バイアル入り麻薬注射剤については上記アに従ってください。

### (3) 記載上の注意事項

「麻薬事故届」を記入する際は、次のア～オの事項に十分注意してください。

ア 「免許証の番号及び年月日」欄には、麻薬管理者の免許番号及び年月日を記載してください。

イ 「免許の種類」欄には、麻薬管理者と記載してください。

ウ 「事故が生じた麻薬品名」欄には、品名、含有量（又は容量）及び製品番号を記載し、同じ品名であっても含有量が異なれば別品目として記載してください。また、予製剤の%散等については原末に換算することなく処方内容を明記し、それぞれ別品目として記載してください。

エ 「事故発生の状況」欄については、

(ア) 事故発生年月日、時刻

(イ) 事故発生場所

(ウ) 事故の種類

滅失（破損・蒸発・流失・焼失）・盗取・所在不明・その他の事故の別を記載してください。なお、滅失については、「滅失」の文字の後ろに（ ）書きで、「破損・蒸発・流失・消失」の別を合わせて記載してください。また、盗取は盗難、所在不明は紛失、亡失等を示します。

(エ) 麻薬の使用状況及び保管状況

(オ) 事故の経緯及び原因

(カ) 今後の対策

等をできるだけ詳細に記載してください。

\* 「事故発生の状況」欄に記載できない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

オ 「住所・氏名」欄には、麻薬管理者の住所・氏名により届け出てください。

### (4) 入院患者が交付された麻薬を紛失等した場合

入院患者が交付された麻薬を患者の不注意で紛失等した場合（病院の管理から完全に離れている場合）には、麻薬管理者は麻薬事故届を提出する必要はありませんが、紛失等した状況を患者から聴取して原因を把握したうえで、盗難や詐取等された蓋然性が高い時は、管轄の保健所にその状況を報告するとともに、警察にも連絡してください。

## 3 年間報告（法第48条）

### (1) 麻薬譲受譲渡届

麻薬管理者は、毎年11月30日までに、次のア～エの事項を記載し、下記のとおり届け出てください。

ア 前年の10月1日現在に所有していた麻薬の品名・数量

- イ 前年の10月1日からその年の9月30日までの間に譲り受けた麻薬の品名・数量
- ウ 前年の10月1日からその年の9月30日までの間に施用又は施用のために交付した麻薬の品名・数量
- エ その年の9月30日現在に所有する麻薬の品名・数量

届出期限：毎年11月30日まで

提出先：管轄保健所

提出書類：

提出書類	部数	様式/記載例
麻薬譲受譲渡届（細則第4号様式）	1部	様式:p63 記載例:p64～65

※ 必ず在庫現品、帳簿、譲渡証を確認し、誤りがないようにしてください。

## (2) 留意事項

- ア 年間報告の記載は、同じ品名のものであっても剤型や含有量が異なれば、別品目として記載してください。
- イ 年間報告の記載は自家予製剤の%散、液は原末に換算することなく、それぞれ別品目として記載してください。
- ウ 譲受け欄には、麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬の数量を記載し、入院患者から譲り受け再利用する場合の麻薬の数量については( )書きで別掲としてください。
- エ 麻薬廃棄届により廃棄した数量及び事故のあった数量を備考欄に記載してください。調剤済麻薬廃棄届により廃棄した数量は記載する必要はありません。
- オ 麻薬診療施設において所有する麻薬で、1年間使用しなかった麻薬についても報告してください。また、1年間麻薬を所有又は使用しなかった診療施設についてもその旨を報告してください。
- カ 麻薬譲受譲渡届（年間届）に誤りを発見した場合は、訂正する必要があるので「麻薬譲受譲渡届訂正願(p66)」により届け出てください。

# V 麻薬中毒者の診断及び転帰届

## 1 麻薬中毒者の診断及び転帰

### (1) 麻薬中毒者診断届及び転帰届（法第58条の2）

医師は、診察の結果その患者が麻薬中毒者であると診断したときは、すみやかに、「麻薬中毒者診断届（細則第6号様式）」により、その氏名、住所、年令、性別及び中毒症状の概要、診断年月日、医師の住所（病院等の名称及び所在地）及び氏名等についてその患者の居住地を管轄する保健所を経由して三重県知事

(居住地が三重県内である場合)に届け出てください。長期入院患者の住所と入院先の病院等の所在地の都道府県を異にする場合は、長期入院先の都道府県知事に「麻薬中毒者診断届」により届け出てください。

また、麻薬中毒者診断届に係る患者が死亡、転院等したときは、すみやかにその患者の氏名、麻薬中毒者診断届の年月日、転帰等の事由、転帰等の年月日を、「麻薬中毒者転帰届(細則第7号様式)」により、診断届を提出した保健所を経由して三重県知事(居住地が三重県内である場合)に届け出てください。

## (2) 麻薬中毒の概念等

### ア 麻薬中毒

麻薬中毒とは、麻薬(ヘロイン、モルヒネ、コカイン等)、大麻又はあへんの慢性中毒をいいます(法第2条第24号)。

また、麻薬中毒状態とは、麻薬に対する精神的、身体的欲求を生じ、これらを自ら抑制することが困難な状態、即ち麻薬に対する精神的、身体的依存の状態をいい、必ずしも自覚的又は他覚的な禁断症状が認められることを要するものではありません。

### イ 診断上の注意

麻薬を常用して通常2週間を超えるときは、麻薬に対する精神的、身体的な依存を呈しうるものですが、これはヘロイン等の不正施用で中毒となる時の一応の目安であり、医療用麻薬を適正に施用した際にはこのような目安は参考になりません。緩和医療等の目的で、医療用麻薬を適正に施用している場合には中毒にならないと学会等で報告されています。したがって、患者が麻薬中毒であるか否かの診断は、単に施用期間の長短によって診断することのないよう留意してください。

## VI 立入検査 (法第50条の38)

### 1 立入検査

#### (1) 立入検査の目的

立入検査は、麻薬の適正な保管、管理等が行われるように実施しているものです。犯罪捜査のために行うものではありません。

#### (2) 立入検査の際の注意事項

立入検査を行う職員は、身分証を携帯していますので、必ず提示を求め確認してください。



麻薬施用者免許申請書

三重県収入証紙 (3,900円)
---------------------

麻薬業務所	所在地			
	名称			
従として診療に従事する麻薬診療施設	所在地			
	名称			
免許の番号		第 号	免許の年月日	年 月 日
申請者の欠格条項	(1) 法第51条第1項の規定により免許を取り消されたこと。			
	(2) 罰金以上の刑に処せられたこと。			
	(3) 医事又は薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと。			
備考				
<p>上記のとおり、免許を受けたいので申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>三重県 保健所長 宛て</p>				

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 免許の番号欄には、医師、歯科医師又は獣医師の免許の登録番号を、免許の年月日欄には同取得年月日を記載すること。
- 3 欠格条項の(1)欄から(3)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、当該事実があるときは、(1)欄にあってはその理由及び年月日を、(2)欄にあってはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(3)欄にあってはその違反の事実及び年月日を記載すること。

(別紙様式1)

## 従とする診療施設

麻薬診療施設	1	所在地	
		名称	
麻薬診療施設	2	所在地	
		名称	
麻薬診療施設	3	所在地	
		名称	
麻薬診療施設	4	所在地	
		名称	
麻薬診療施設	5	所在地	
		名称	

(注意)

1 用紙の大きさは、A4とすること。

例1 麻薬施用者免許申請書の記載例

麻薬施用者免許申請書

三重県収入証紙  
(3,900円)

麻薬業務所	所在地	三重県〇〇市△△町1-2-3		
	名称	三重県立 □□病院		
従として診療に従事する麻薬診療施設	所在地	津市〇〇町3-2-1 (注：従たる施設がない場合は記載しないこと)		
	名称	県民〇〇病院 (注：従たる施設がない場合は記載しないこと)		
免許の番号		第「医」1234号	免許の年月日	昭和61年5月16日
申請者の欠格条項	(1) 法第51条第1項の規定により免許を取り消されたこと。	なし		
	(2) 罰金以上の刑に処せられたこと。	なし		
	(3) 医事又は薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと。	なし		
備考				
<p>上記のとおり、免許を受けたいので申請します。</p> <p>令和4年10月1日</p> <p>住所 津市広明町〇〇番地の〇</p> <p>氏名 山田 三重子</p> <p>三重県 〇〇 保健所長 宛て</p>				

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 免許の番号欄には、医師、歯科医師又は獣医師の免許の登録番号を、免許の年月日欄には同取得年月日を記載すること。
- 3 欠格条項の(1)欄から(3)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、当該事実があるときは、(1)欄にあつてはその理由及び年月日を、(2)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(3)欄にあつてはその違反の事実及び年月日を記載すること。

# 診 断 書

氏 名		性別	男 女
生年月日	大正・昭和・平成	年 月 日	年齢 歳
<p>上記の者について、下記のとおり診断します。          《各項目について、該当する□欄にチェック✓を付してください。 (☑) 》</p> <p>1 精神機能の障害</p> <p style="margin-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 明らかに該当なし</p> <p style="margin-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 専門家による診断が必要</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>専門家による判断が必要な場合において診断名及び現に受けている治療の内容並びに現在の状況（できるだけ具体的に記載してください。）</p> </div> <p>2 麻薬中毒又は覚醒剤の中毒</p> <p style="margin-left: 20px;"><input type="checkbox"/> なし            <input type="checkbox"/> あり</p>			
診断年月日	年 月 日		
<p>病院、診療所又は介護老人保健施設等の</p> <p>名称：</p> <p>所在地：</p> <p>医師の氏名：</p>			

麻薬管理者免許申請書

三重県収入証紙 (3,900円)
---------------------

麻薬業務所	所在地			
	名称			
従として診療に従事する麻薬診療施設	所在地			
	名称			
免許の番号		第 号	免許の年月日	年 月 日
申請者の欠格条項	(1) 法第51条第1項の規定により免許を取り消されたこと。			
	(2) 罰金以上の刑に処せられたこと。			
	(3) 医事又は薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと。			
備考				
<p>上記のとおり、免許を受けたいので申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>三重県 保健所長 宛て</p>				

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 「従として診療に従事する麻薬診療施設」欄は記載しないこと。
- 3 免許の番号欄には、医師、歯科医師、獣医師又は薬剤師の免許の登録番号を、免許の年月日欄には同取得年月日を記載すること。
- 4 欠格条項の(1)欄から(3)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、当該事実があるときは、(1)欄にあってはその理由及び年月日を、(2)欄にあってはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(3)欄にあってはその違反の事実及び年月日を記載すること。

例2 麻薬管理者免許申請書の記載例

麻薬管理者免許申請書

三重県収入証紙  
(3,900円)

麻薬業務所	所在地	三重県〇〇市△△町1-2-3		
	名称	三重県立 □□病院		
従として診療に従事する麻薬診療施設	所在地	(注) 記載しないこと		
	名称	(注) 記載しないこと		
免許の番号		第「薬」5678号	免許の年月日	昭和62年7月16日
申請者の欠格条項	(1) 法第51条第1項の規定により免許を取り消されたこと。	なし		
	(2) 罰金以上の刑に処せられたこと。	なし		
	(3) 医事又は薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと。	なし		
備考				
<p>上記のとおり、免許を受けたいので申請します。</p> <p>令和4年10月1日</p> <p>住所 津市広明町〇〇番地の〇</p> <p>氏名 佐藤 三重男</p> <p>三重県 〇〇 保健所長 宛て</p>				

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 免許の番号欄には、医師、歯科医師又は獣医師の免許の登録番号を、免許の年月日欄には同取得年月日を記載すること。
- 3 欠格条項の(1)欄から(3)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、当該事実があるときは、(1)欄にあつてはその理由及び年月日を、(2)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(3)欄にあつてはその違反の事実及び年月日を記載すること。

別記第3号様式（第3条関係）

麻薬施用（管理）者業務廃止届

免許証の番号		第 号	免許の年月日	年 月 日
麻薬業務所	所在地			
	名称			
氏名				
業務廃止の事由 及びその年月日		年 月 日		
<p>上記のとおり、業務を廃止したので免許証を添えて届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所</p> <p>氏 名</p> <p>三重県 保健所長 宛て</p>				

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4 とすること。
- 2 免許の番号欄には、麻薬施用者又は麻薬管理者の免許の登録番号を、免許の年月日欄には同取得年月日を記載すること。

別記第4号様式（第4条関係）

麻薬施用（管理）者免許証返納届

免許証の番号		第 号	免許の年月日	年 月 日
麻薬業務所	所在地			
	名称			
氏名				
免許証返納の事由及びその年月日		年 月 日		
<p>上記のとおり、免許証を返納したいので届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所</p> <p>氏 名</p> <p>三重県 保健所長 宛て</p>				

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4 とすること。
- 2 免許の番号欄には、麻薬施用者又は麻薬管理者の免許の登録番号を、免許の年月日欄には同取得年月日を記載すること。



別記第5号様式（第5条関係）

麻薬施用（管理）者免許証記載事項変更届

免許証の番号		第	号	免許の年月日	年	月	日
変更すべき事項							
変更前	麻薬業務所	所在地					
		名称					
	住所						
	氏名						
	従として診療に従事する麻薬診療施設	所在地					
名称							
変更後	麻薬業務所	所在地					
		名称					
	住所						
	氏名						
	従として診療に従事する麻薬診療施設	所在地					
名称							
変更の事由及びその年月日				年 月 日			
<p>上記のとおり、免許証の記載事項に変更を生じたので免許証を添えて届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>三重県 保健所長 宛て</p>							

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 免許の番号欄には、麻薬施用者又は麻薬管理者の免許の登録番号を、免許の年月日欄には同取得年月日を記載すること。
- 3 変更前の欄及び変更後の欄には、該当する事項についてのみ記載すること。
- 4 麻薬管理者が業務所を替わるときは、業務廃止となります。

麻薬施用（管理）者免許証再交付申請書

三重県収入証紙  
2,700円

免許証の番号		第 号	免許の年月日	年 月 日
麻薬業務所	所在地			
	名称			
氏 名				
再交付の事由 及びその年月日		年 月 日		
<p>上記のとおり、免許証の再交付を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所</p> <p>氏 名</p> <p>三重県 保健所長 宛て</p>				

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 免許の番号欄には、麻薬施用者又は麻薬管理者の免許の登録番号を、免許の年月日欄には同取得年月日を記載すること。

別記第10号様式（第9条関係）

麻 薬 譲 渡 許 可 申 請 書

譲 渡 人	免許証の番号	第	号	免許年月日	年	月	日
	免許の種類						
	麻薬業務所	所在地					
名称							
譲り渡そうとする麻薬		品	名	容	量	箇	数
譲 渡 先	免許証の番号	第	号	免許年月日	年	月	日
	免許の種類						
	麻薬業務所	所在地					
		名称					
氏名（法人にあっては、名称）							
譲渡しの理由							
<p>上記のとおり、麻薬を譲り渡したいので申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）</p> <p>氏 名（法人にあっては、名称及び代表者氏名）</p> <p>東海北陸厚生局長 殿</p>							

(注意)

用紙の大きさは、A4とすること。

別記第11号様式（第10条関係）

麻 薬 廃 棄 届

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
免許の種類		氏 名	
麻薬業務所	所在地		
	名 称		
廃棄しようとする麻薬	品 名	数 量	
廃棄の年月日	年 月 日		
廃棄の場所			
廃棄の方法			
廃棄の理由			
上記のとおり、麻薬を廃棄したいので届け出ます。			
年 月 日			
住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）			
届出義務者続柄			
氏 名（法人にあっては名称及び代表者氏名）			
三重県 保健所長 宛て			

(注意)

1 用紙の大きさは、A4とすること。

例3 麻薬廃棄届の記載例

麻 薬 廃 棄 届

免許証の番号	第22-〇〇〇号	免許年月日	令和4年1月1日
免許の種類	麻薬管理者	氏名	三重 三郎
麻薬業務所	所在地	三重県〇〇市△△町1-2-3	
	名称	三重県立 □□病院	
廃棄しようとする麻薬	品名	数 量	
	MSコンチン錠10mg	10錠 (又はT)	
	モルヒネ塩酸塩末	10.5 g	
	オピアル注射液	5A	
廃棄の年月日	令和 4年 10月 9日		
廃棄の場所	病院の調剤室内の流し台	事前に管轄保健所と日程調整してください。	
廃棄の方法	放 流		
廃棄の理由	陳旧化し使用の見込みがないため		
<p>上記のとおり、麻薬を廃棄したいので届け出ます。</p> <p>令和4年10月 1日</p> <p>申請者の住所、氏名、押印は、国又は地方公共団体の開設する診療施設の場合は、診療施設の所在地と診療施設の名称及び診療施設の長の氏名と押印によってください。</p> <p>住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 三重県〇〇市△△町1-2-3</p> <p>氏 名 (法人にあっては名称及び代表者氏名) □□□□□病院 理事長 三重 太郎</p> <p>三重県 〇〇 保健所長 宛て</p>			

(注意) 用紙の大きさは、A4とすること。

別記第18号様式（第12条の5関係）

### 麻 薬 事 故 届

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
免許の種類			
麻薬業務所	所在地		
	名称		
事故が生じた麻薬	品 名	数 量	
事故発生状況 (事故発生の年月日, 場所, 事故の種類)			
上記のとおり、事故が発生したので届け出ます。			
年 月 日			
住 所			
氏 名			
三重県知事		宛て	

(注意)

1 用紙の大きさは、A4とすること。

例4 麻薬事故届の記載例

麻 薬 事 故 届

免許証の番号	第22-〇〇〇号	免許年月日	令和4年1月1日
免許の種類	麻薬管理者		
麻薬業務所	所在地	三重県〇〇市△△町1-2-3	
	名称	三重県立 □□病院	
事故が生じた麻薬	品名	数 量	
	モルヒネ塩酸塩注10mg (製品番号 〇〇〇〇〇)	1A	
事故発生状況  〔 事故発生の年月日, 場所, 事故の種類 〕	<p>(1) 事故発生年月日：令和4年10月 1日 17時40分頃</p> <p>(2) 事故発生場所：入院病棟看護師詰所</p> <p>(3) 事故の種類：滅失（流失）</p> <p>(4) 麻薬の使用状況及び保管状況</p> <p>(5) 事故の経緯及び原因、今後の対策等をできるだけ詳細に記載すること。なお、記載できない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。</p>		
<p>上記のとおり、事故が発生したので届け出ます。</p> <p>令和4年10月 9日</p> <p style="text-align: right;">住 所 三重県□□市××町2-3-4</p> <p style="text-align: right;">氏 名 三重県立 □□病院 麻薬管理者 佐藤 三重男</p> <p>三重県知事 宛て</p>			

(注意)

1 用紙の大きさは、A4とすること。

アンプル製品で破損し、  
内容物が一部回収できた  
場合

## 麻薬事故届

免許証の番号		第22-〇〇〇号	免許年月日	令和4年1月1日
免許の種類		麻薬管理者		
麻薬 業務所	所在地	津市広明町13		
	名称	□□□病院		
事故が生じた麻薬		品名	数量	
		フェンタニル注射液(0.1mg) (製品番号 〇〇〇〇〇)	1A (1.3mL流失) (0.7mL回収→廃棄)	
事故発生の状況 (事故発生の年月日、 場所、事故の種類)		<p>1) 事故発生日：令和4年10月2日、午後3時頃</p> <p>2) 事故発生場所：当該麻薬業務所内</p> <p>3) 事故の種類：滅失（流失）</p> <p>4) 麻薬の使用状況及び保管状況 手術時の麻酔に使用</p> <p>5) 事故の経緯及び原因 手術用薬品準備のためにアンプルカットを行う際、看護師が誤って床に落下させ破損した。内容物は1.3mL流失し、一部(0.7mL)回収し廃棄した。※全量回収不能の場合、その旨記載してください。</p> <p>6) 今後の対策 残数確認は作業台の上で慎重に行い、落下・破損のないように十分に注意を払います。 ※一部回収した注射液を次のとおり廃棄した。</p> <p>（ 廃棄数量：0.7mL 廃棄方法：下水への放流 廃棄年月日：令和4年10月2日 ）</p>		
上記のとおり、事故が発生したので届け出ます。		<p>回収した麻薬については、他の職員の立会いの下に廃棄し、その概要を記載してください。</p>		
令和4年10月3日		<p>住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地) 三重県津市□□町2-3-4</p> <p>氏名(法人にあつては、名称) □□□病院 麻薬管理者 △△ ○○</p>		
麻薬施用者(麻薬管理者がいる場合は、麻薬管理者)が届け出てください。				
三重県知事 宛て				



# 麻薬事故届

バイアル入り  
製剤の場合

免許証の番号		第22-0000号	免許年月日	令和4年1月1日
免許の種類		麻薬管理者		
麻薬 業務所	所在地	津市広明町13		
	名称	□□□病院		
事故が生じた麻薬		品名	数量	
		ケタラール静注用200mg (製品番号 000000)	1 V (20mL)	
事故発生の状況 (事故発生の年月日、 場所、事故の種類)		<p>1) 事故発生日：令和4年9月30日、午後6時頃</p> <p>2) 事故発生場所：当該麻薬業務所内</p> <p>3) 事故の種類：滅失（流失）</p> <p>4) 麻薬の使用状況及び保管状況 手術時の麻酔に使用</p> <p>5) 事故の経緯及び原因 麻薬施用者が施用のため上記麻薬を手にとった際、誤って落下させ破損した。内容物は全量流出し、回収不能であった。</p> <p>6) 今後の対策 バイアル製剤の取扱いは慎重に行い、落下・破損のないよう十分に注意を払います。</p> <p>* 残液をシリンジ等で回収できた場合、回収分については麻薬廃棄届も提出してください。（届出後、保健所職員立会のもと廃棄していただきます。）</p>		
上記のとおり、事故が発生したので届け出ます。				
令和4年10月1日				
<p>麻薬施用者（麻薬管理者がいる場合は、麻薬管理者）が届け出てください。</p>		<p>住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 三重県津市□□町2-3-4</p> <p>氏名（法人にあつては、名称） □□□病院 麻薬管理者 △△ ○○</p>		
三重県知事 宛て				

別記第19号様式（第12条の6関係）

調 剤 済 麻 薬 廃 棄 届

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日	
免許の種類		氏 名		
麻薬業務所	所在地			
	名 称			
廃棄した麻薬	品 名	数 量	廃棄年月日	患者の氏名
廃棄の方法				
廃棄の理由				
上記のとおり、麻薬を廃棄したので届け出ます。				
年 月 日				
住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）				
氏 名（法人にあつては名称及び代表者氏名）				
三重県 保健所長 宛て				

(注意)

1 用紙の大きさは、A4とすること。

例5 調剤済麻薬廃棄届の記載例

調 剤 済 麻 薬 廃 棄 届

免許証の番号	第22-〇〇〇号	免許年月日	令和4年1月1日	
免許の種類	麻薬管理者	氏名	〇〇 〇〇	
麻薬業務所	所在地	三重県〇〇市△△町1-2-3		
	名称	三重県立 □□病院		
廃棄した麻薬	品名	数 量	廃棄年月日	患者の氏名
	MSコンチン錠10mg	20錠	令和4.9.3	△田 ×司
	MSコンチン錠30mg	18錠	令和4.9.5	〇村 〇道
	MSコンチン錠60mg	2錠	令和4.9.9	〇田 〇一
廃棄の方法	放流			
廃棄の理由	患者又は家族からの返納分につき			
<p>上記のとおり、麻薬を廃棄したので届け出ます。</p> <p>令和4年10月 1日</p> <p>住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 三重県〇〇市△△町1-2-3</p> <p>氏 名（法人にあっては名称及び代表者氏名） □□□□□病院 理事長 三重 太郎</p> <p>三重県 〇〇 保健所長 宛て</p>				

(注意)

1 用紙の大きさは、A4とすること。

細則第1号様式（細則第2条関係）

麻 薬 所 有 量 届

年 月 日

三重県 保健所長 宛て  
住 所  
続 柄  
氏 名

麻薬の所有量について次のとおり届け出ます。

免許の種類		麻薬者	免許の番号	第 号
麻薬業務所	所在地			
	名称			
開設者等	住所			
	氏名			
届出の理由				
届出の理由発生日		年 月 日		
所有する麻薬		品 名	数 量	

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。

細則第2号様式（細則第2条関係）

麻 薬 譲 渡 届

年 月 日

三重県 保健所長 宛て  
住 所

続 柄

氏 名（法人にあつては名称及び代表者氏名）

麻薬を譲渡したので次のとおり届け出ます。

譲 渡 者	免 許 の 種 類		麻 薬 者	免 許 証 の 番 号	第 号
	麻薬業務所	所在地			
		名 称			
	開 設 者 等	住 所			
氏 名					
譲渡し年月日			年	月	日
譲 渡 し た 麻 薬	品 名		数 量		
譲 受 者	免 許 の 種 類		麻 薬 者	免 許 証 の 番 号	第 号
	麻薬業務所	所在地			
		名 称			
	開 設 者 等	住 所			
氏 名					

細則第4号様式（細則第2条関係）

## 麻 薬 譲 受 譲 渡 届

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

免許証の番号 麻薬 者 第 号

届出者 麻薬業務所 所在地

名 称

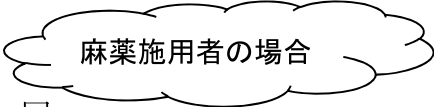
氏名又は名称及  
び代表者氏名

\_\_\_\_年の麻薬の譲受及び譲渡について次のとおり届け出ます。

品 名	前年10月1日現在の在庫数量	譲受数量	払出数量	本年9月30日現在の在庫数量	備考

注 麻薬についての事故、麻薬の廃棄等があったときは、その旨を備考欄に記入すること。

例6 麻薬譲受譲渡届の記載例（麻薬施用者の場合）



麻 薬 譲 受 譲 渡 届

令和4年10月25日

三重県 ○○ 保健所長 宛て

免許証の番号 麻薬施用者 第○○-××号

届出者 麻薬業務所 所在地 三重県○○市△△町1-2-3

名 称 □□診療所

氏名又は名称及び代表者氏名 山田 三重子

令和2年の麻薬の譲受及び譲渡について次のとおり届け出ます。

品 名	前年10月1日 現在の在庫 数量	譲受数量	払出数量	本年9月30日 現在の在庫 数量	備考
アヘンチンキ	95mL	1200mL	1030mL	273mL	秤量誤差 8mL
MS コンチン錠30mg	23錠	200錠	164錠	59錠	
MS コンチン錠60mg	62錠	100錠	84錠	83錠	
		(5錠)			再使用5錠
コデインリン酸塩末	32.0 g	0 g	10.0 g	21.7 g	秤量誤差 -0.3 g
コデインリン酸塩10倍散	44.6 g	100 g	84.0 g	60.6 g	予製
カディアンカプセル30mg	18 Cap	100 Cap	86 Cap	32 Cap	
カディアンカプセル60mg	28 Cap	0 Cap	20 Cap	8 Cap	R4.8.2 廃棄届20Cap
モルヒネ塩酸塩注10mg	23 A	100 A	91 A	32 A	R4.8.2 事故届4A
フェンタニル注0.1mg	33 A	50 A	43 A	40 A	
以下余白					

注 麻薬についての事故、麻薬の廃棄等のあったときは、その旨を備考欄に記入すること。

例7 麻薬譲受譲渡届の記載例（麻薬管理者の場合）

麻薬管理者の場合

麻 薬 譲 受 譲 渡 届

令和4年10月25日

三重県〇〇保健所長 宛て

免許証の番号 麻薬管理者 第〇〇-△△号

届出者 麻薬業務所 所在地 三重県〇〇市△△町1-2-3

名 称 三重県立 □□病院

氏名又は名称及  
び代表者氏名 麻薬管理者  
佐藤 三重男

令和2年の麻薬の譲受及び譲渡について次のとおり届け出ます。

品 名	前年10月1日現在の在庫数量	譲受数量	払出数量	本年9月30日現在の在庫数量	備考
アヘンチンキ	95mL	1200mL	1030mL	273mL	秤量誤差 8mL
MS コンチン錠30mg	23錠	200錠	164錠	59錠	
MS コンチン錠60mg	62錠	100錠	84錠	83錠	
		(5錠)			再使用5錠
コデインリン酸塩末	32.0 g	0 g	10.0 g	21.7 g	秤量誤差 -0.3 g
コデインリン酸塩10倍散	44.6 g	100 g	84.0 g	60.6 g	予製
カディアンカプセル30mg	18 Cap	100 Cap	86 Cap	32 Cap	
カディアンカプセル60mg	28 Cap	0 Cap	20 Cap	8 Cap	R4.8.2 廃棄届20Cap
モルヒネ塩酸塩注10mg	23 A	100 A	91 A	32 A	R4.8.2 事故届4A
フェンタニル注0.1mg	33 A	50 A	43 A	40 A	
以下余白					

注 麻薬についての事故、麻薬の廃棄等のあったときは、その旨を備考欄に記入すること。



## 年 麻薬譲受譲渡届訂正願

三重県 保健所長 宛て

免許証の番号 麻薬 者 第 号

所在地

届出者 業務所名称

氏名又は名称及び  
代表者氏名

麻薬譲受及び譲渡について、次のとおり訂正願います。

誤	品 名	年 1 0 月 1 日 現 在 の 在 庫 数 量	譲受数量	払出数量	年 9 月 3 0 日 現 在 の 在 庫 数 量	備 考	

正	品 名	年 1 0 月 1 日 現 在 の 在 庫 数 量	譲受数量	払出数量	年 9 月 3 0 日 現 在 の 在 庫 数 量	備 考	

細則第6号様式（細則第2条関係）

麻 薬 中 毒 者 診 断 届

年 月 日

三重県知事

宛て

所在地

医療機関

名 称

届出者氏名

麻薬中毒者について次のとおり届け出ます。

ふりがな 氏 名		男 女	年 月 日生		
住 所					
診断年月日		職業		国籍	
麻薬中毒の 症状の概要					
医療のため麻薬中毒になった者については、下欄も記入してください。					
原 疾 病	病 名				
	症 状				
使用した麻薬 の品名			一 日 施 用 量		
施 用 量		年 月 日から グラム 年 月 日まで 本			

細則第7号様式（細則第3条関係）

麻 薬 中 毒 者 転 帰 届

年 月 日

三重県知事

宛て

所在地

医療機関

名 称

届出者氏名

麻薬中毒者が転帰したので次のとおり届け出ます。

氏 名		
住 所		
病 名		
麻薬中毒者診断 届出年月日	年 月 日	
転帰年月日	年 月 日	
転帰の区分	死亡 治癒 転医	
使用した麻薬	品 名	数 量
転医先医療機関	所在地	
	名 称	

# 麻薬診療施設における麻薬廃棄届出に関する手引き

## I 麻薬廃棄届について

### 【一般的事項】

- 1 届出用紙は、麻薬及び向精神薬取締法施行規則(以下「規則」という。)別記第11号様式(麻薬廃棄届)に従い各自作成すること。
- 2 作成に当たっては、インク、ボールペン等の字が容易に消えないものを使用して明瞭に記載すること。  
訂正には、修正液等を使うことなく、訂正すべき事項を二本線等により判読可能なように抹消し、その脇に正しい数字等を記載し、訂正の責任を明確にするために訂正印又は欄外捨印(削○字、加○字)によること。
- 3 ゴム印等による記入も差し支えないこと。

### 【個別事項】

#### 1 「免許証の番号、免許年月日、免許の種類及び氏名」の欄

- (1) 麻薬診療施設で、麻薬管理者が設置されている施設については、その者の免許証により、また、麻薬施用者が1名で麻薬管理者を設置していない施設については、その者の免許証により記入すること。
- (2) 業務の廃止等により、免許証を有する者が存在しない場合には、旧免許証(廃止前の免許証)により記入すること。

#### 2 「廃棄しようとする麻薬」の欄

##### (1) 「品名」の欄

###### ① 市販品

局方品にあつては局方名又は局方別名を、それ以外の医薬品にあつては一般名又は商品名を各々記入すること。

なお、同一名で麻薬の含有量(濃度)の異なる場合は濃度を付記すること。

例:MS コンチン錠(10mg)、塩酸ペチジン注射液(35mg)

###### ② 自家製剤

本質を示す適切な名称を用い、同名称により含有する麻薬の名称・含量が明らかとなる場合(例:1%塩酸モルヒネ散、塩酸コカイン百倍散)を除き、含有する麻薬の名称及び分量を( )書きで付記すること。

##### (2) 「数量」の欄

- |                   |                |
|-------------------|----------------|
| ① 原末、散剤、軟膏        | ○g             |
| ② 錠剤、カプセル剤、スティック剤 | ○錠、○T、○Cap、○包  |
| ③ 注射剤、液剤          | ○A、○mL、○バイアル   |
| ④ 坐剤              | ○個             |
| ⑤ その他、特殊なもの       | 適宜(数量が特定できる表現) |

### 3 「廃棄の方法」欄

「焼却」又は「放流」のように記入するが、適宜詳細に記入すること。

### 4 「廃棄の理由」欄

(1) 簡明に記入すること。

例・陳旧化し使用の見込みがないため。

- ・調剤前に異物混入により使用不能になったため。
- ・業務廃止のため。(年月日)
- ・開設者(麻薬施用者)死亡のため。(年月日)

(2) 品目により、理由が異なる場合には、その旨を明らかにして、各々の理由を記入すること。

### 5 「届出年月日」欄

届出書を保健所に提出する日を記入すること。

### 6 「届出者」等の欄

(1) 「住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)」は、届出者の住所(又は所在地)を記入すること。

(2) 「届出義務者続柄」は、届出を行う者が死亡、解散などした場合、相続人、清算人などが、この届出を行う場合にのみ記入すること。

(3) 「氏名(法人にあっては、名称)」は、届出者の氏名(法人の場合、名称及び代表者氏名)を記入すること。

(4) 届出者が国、地方公共団体若しくは法人の場合当該麻薬診療施設の長(例えば、病院長等)が届け出ても差し支えないこと。

## II 廃棄の日時、場所の調整について

届出者は、立会者(麻薬取締員、保健所職員等)と廃棄の日時、場所を調整する必要があるため、麻薬廃棄届を提出する前に、提出先の保健所等において調整すること。

麻薬の廃棄は、当該麻薬診療施設、保健所等麻薬の廃棄に適した場所において行うが、廃棄のために麻薬を保健所等へ搬送する者は、特に盗難・紛失等の事故に十分留意すること。

## III 麻薬診療施設における麻薬の廃棄について

麻薬診療施設における麻薬の廃棄手続きについては、次の(図 1)～(図 6)のとおりとすること。

## IV その他

- 1 患者等から返却された麻薬等を再利用する場合、衛生面等問題がないことを十分に確認すること。
- 2 麻薬管理者（麻薬施用者が1人で麻薬管理者がいない場合は、麻薬施用者）は、法第35条に基づき、その所有し、又は管理する麻薬につき、滅失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、麻薬廃棄届の要否にかかわらず、すみやかに麻薬事故届を提出しなければならないこと。
- 3 法第35条第2項に基づく調剤済麻薬廃棄届についても、本手続きのⅠを準用すること。

※1単位とは、1錠、1カプセル、1個(坐剤)、1包(顆粒剤)などの1回で使い切るための個別に包装された製剤1個分のことをいう。(予製を含む)

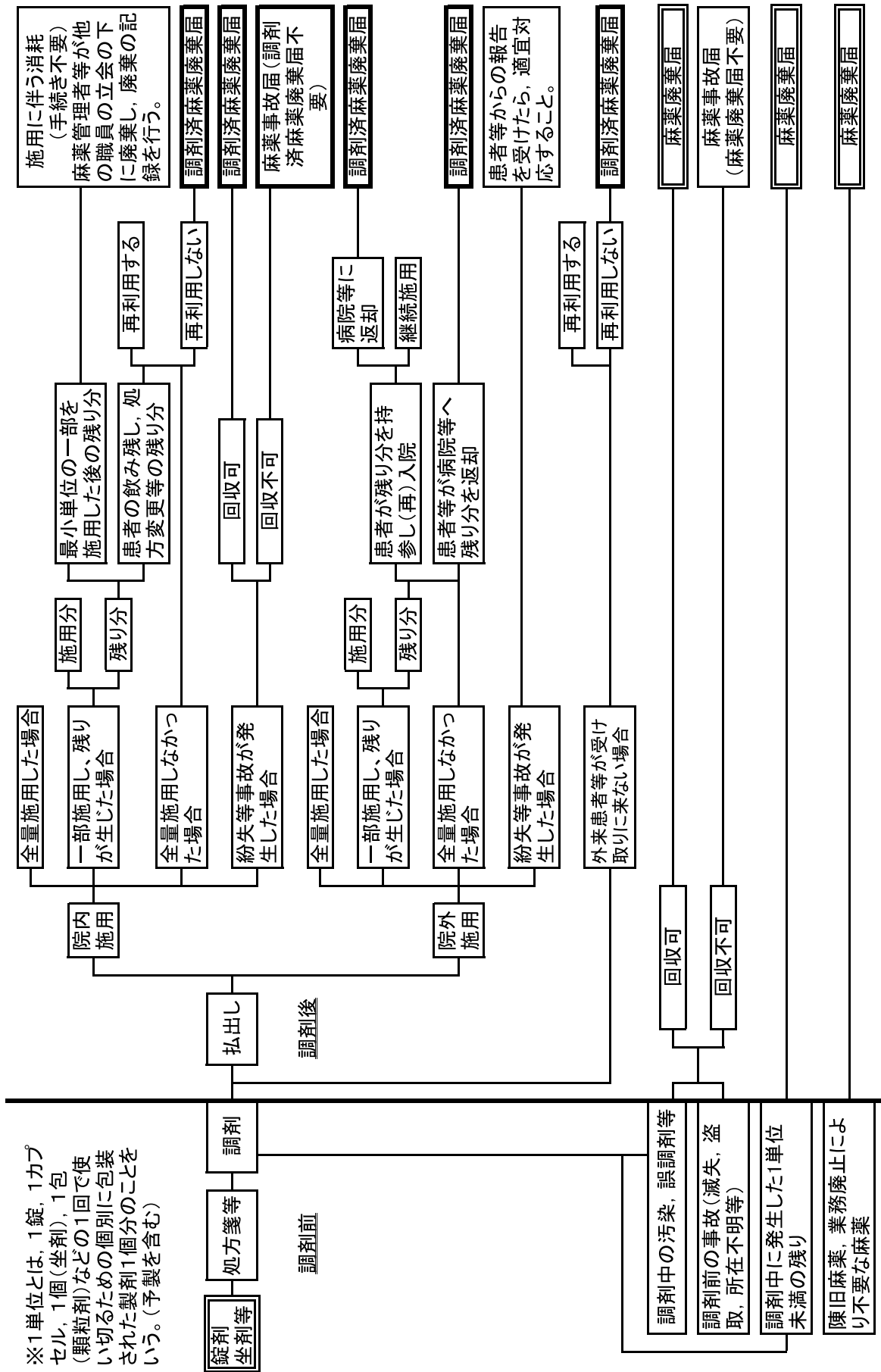


図1 1単位を有する剤型の場合(錠剤, カプセル剤, 坐剤等)

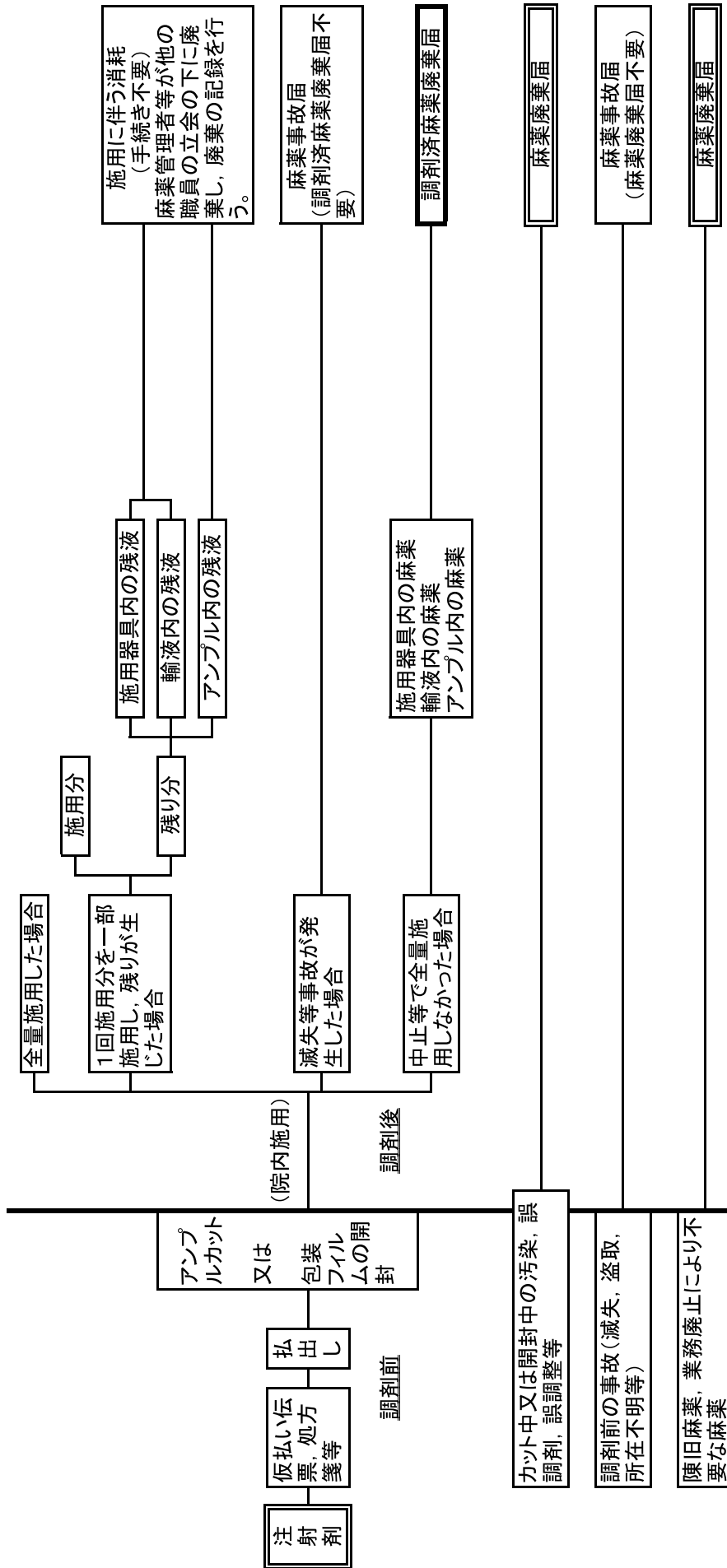


図2 院内施用の注射剤の場合



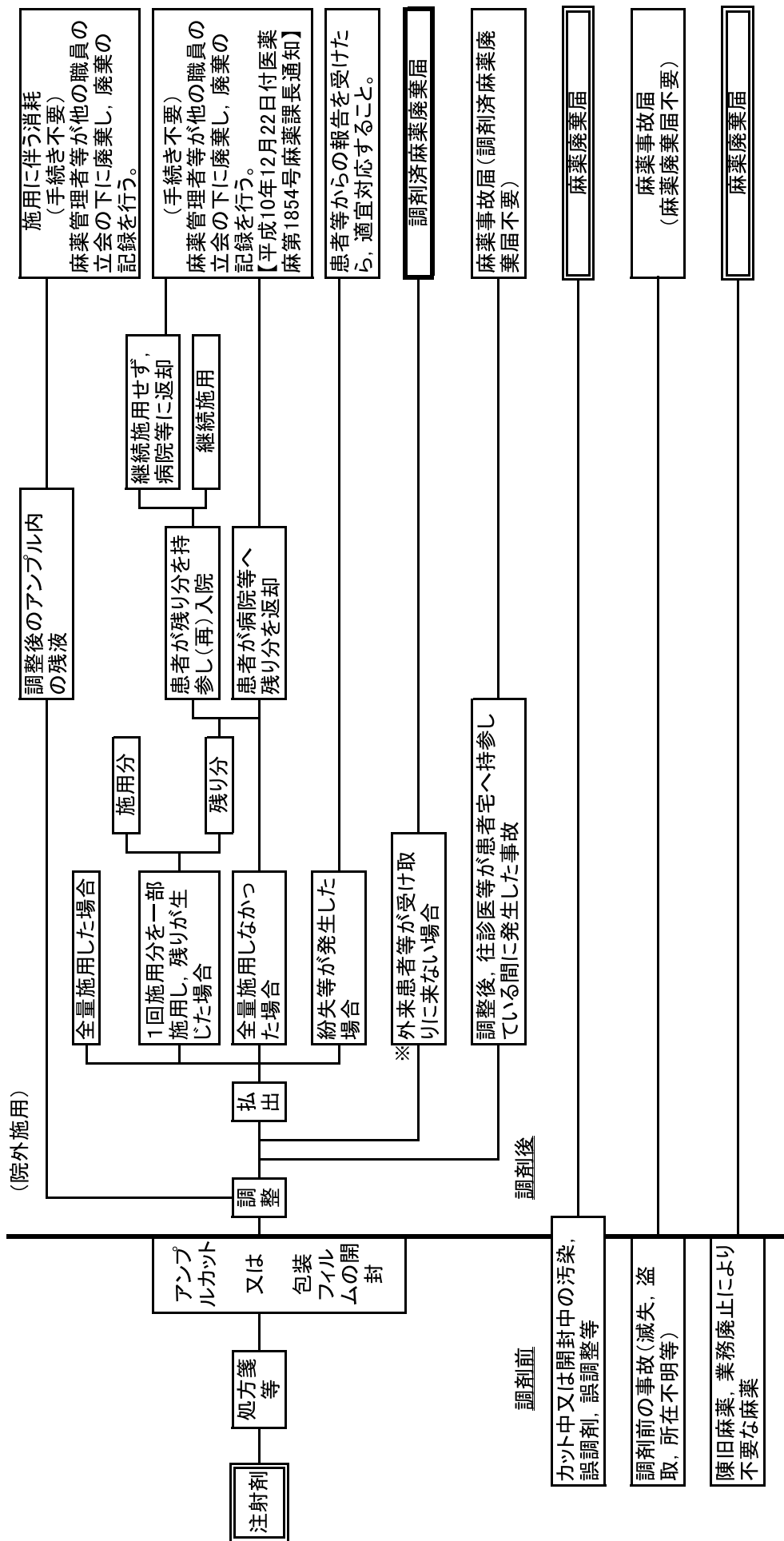


図3 院外施用の注射剤の場合(連続注入器等)

(注意) ※ 患者等が一旦処方せんを持参し、再度来訪する旨告げ退出した場合等が該当する。  
 ※ 在宅患者に直接アンプル毎の交付はしないこと。





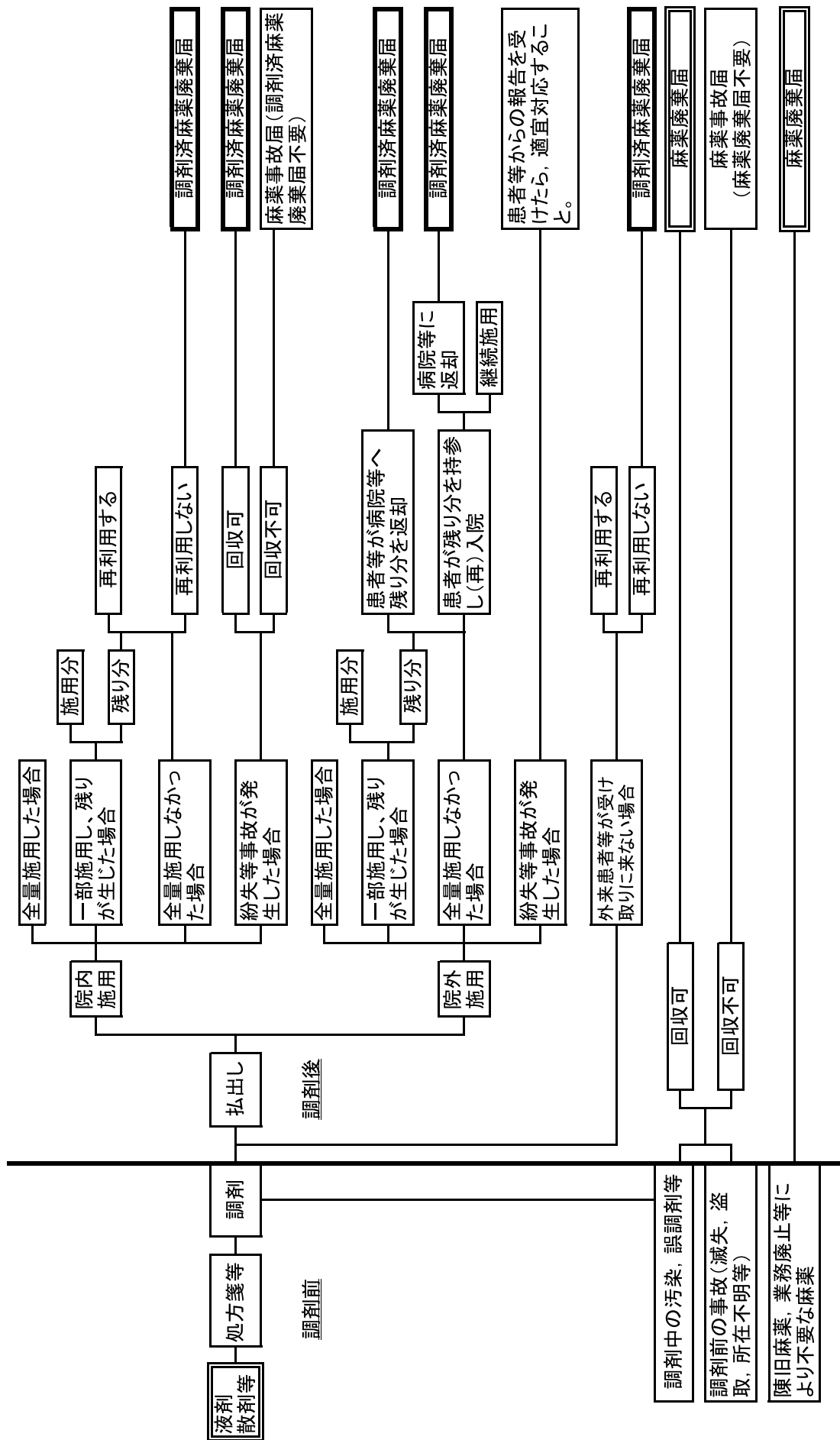


図6 その他の場合（液剤，散剤等）



# 向精神薬の取扱い

## I 向精神薬の分類

向精神薬とは、中枢神経に作用して、精神機能に影響を及ぼす物質（医薬品としては抗不安薬、催眠鎮静薬、鎮痛薬等が該当します。）であって、麻薬及び向精神薬取締法（以下「法」という。）及び政令で定めるものをいいます。

さらに、向精神薬はその濫用の危険性と治療上の有用性により3種類に分類され、それぞれ法的規制内容が異なります。

## II 向精神薬の取扱い

ここでは、向精神薬を実際に取扱う場合に注意しなければならない一般的な事項について説明します。

### 1 譲受け(法第50条の16)

向精神薬を譲り受けることができる相手は、免許を受けた向精神薬製造製剤業者、向精神薬輸入業者、向精神薬卸売業者です。

\* 薬局開設者及び医薬品卸売販売業者は、別段の申出がない限り、向精神薬卸売業者とみなされます。（法第50条の26）

そのほか、次の場合も譲り受けることができます。（施行規則第36条）

- ① 同一法人の他の病院・診療所から譲り受ける場合
- ② 患者に交付したものの返却を受ける場合
- ③ 臨床試験に用いる治験薬を、登録を受けた向精神薬試験研究施設から譲り受ける場合
- ④ 病院、診療所の開設者から当該病院、診療所に勤務する職員のための福祉事業として設置されている病院、診療所の開設者が譲り受ける場合
- ⑤ 病院、診療所に勤務する職員のための福祉事業として設置されている病院、診療所の開設者から当該職員が勤務する病院、診療所の開設者が譲り受ける場合
- ⑥ 向精神薬取扱者が向精神薬取扱者でなくなった場合に、当該向精神薬取扱者からその所有する向精神薬を50日以内に譲り受ける場合
- ⑦ 災害時に地方公共団体の長から譲り受ける場合

### 2 譲渡し(法第50条の16、施行規則第36条)

向精神薬を次の場合に譲り渡すことができます。

- ① 患者に施用のために交付する場合
- ② 向精神薬輸入業者、向精神薬製造製剤業者、向精神薬卸売業者に返品する場合
- ③ 同一法人の他の病院・診療所に渡す場合
- ④ 治験薬を向精神薬試験研究施設（又はその施設と同一法人の向精神薬卸売業者）に戻す場合
- ⑤ 病院・診療所の開設者が当該病院、診療所に勤務する職員のための福祉事業として設置されている病院、診療所の開設者に譲り渡す場合

- ⑥ 病院・診療所に勤務する職員のための福祉事業として設置されている病院、診療所の開設者が、当該職員の勤務する病院、診療所の開設者に譲り渡す場合

### 3 記録(法第50条の23第2項及び第4項)

#### (1) 帳簿の設置及び保管

第1種又は第2種向精神薬を譲り受け、譲り渡し、又は廃棄した時には、帳簿にⅡ-3-(2)の事項を記録してください。また、この記録を最終記載の日から2年間保存してください。

なお、Ⅱ-3-(2)の事項が記載されている伝票をつづることによって、記録に代えることができます。この場合、向精神薬が記載されていない伝票とは別につづってください。

#### (2) 記載事項

- ① 向精神薬の品名(販売名)・数量
- ② 譲受け・譲渡し又は廃棄した年月日
- ③ 譲受け又は譲渡しの相手方の営業所等の名称・所在地

\*上記③については、相手方の本社の名称・所在地ではなく営業所の名称・所在地を記載してください。

#### (3) 記載上の注意

- ① 患者へ向精神薬を交付、施用し、その患者又は相続人等から返却を受けた向精神薬を廃棄したときは、記録の必要はありません。(施行規則第42条)
- ② 同一法人の病院・診療所との間で譲り受け又は譲り渡しがあった場合には、記録する必要があります。
- ③ 第3種向精神薬については、記録義務はありませんが、譲り受けについて記録し又は伝票を整理して管理し、定期的に在庫確認することが望ましいです。

#### 【帳簿記載例】

品名	ソセゴン注射液15mg		単位	A
年月日	受入	払出	譲受・譲渡・ 廃棄の別	譲受け又は譲渡しの相手方の 営業所の名称・所在地
R4.10.10	200		譲受	(株)〇〇薬品 ××営業所 三重県〇〇市△△町1-2-3
R4.11.10		50	廃棄	



【第1類、第2類向精神薬のうち市販されているもの】 (令和4年4月現在)

種別	物質名	医薬品の販売名 (製造販売会社名)
第1種	セコバルビタールナトリウム	注射用アイオナール・ナトリウム (0.2) (日医工)
	メチルフェニデート塩酸塩	リタリン錠10mg、コンサータ錠18・27・36mg (ヤンセンファーマ)
	モダフィニル	モディオダール錠100mg (アルフレッサファーマ)
第2種	アモバルビタール	イソミタール原末 (日本新薬)
	ブプレノルフィン塩酸塩	レペタン注0.2・0.3mg、坐剤0.2・0.4mg (大塚製薬) ブプレノルフィン注0.2・0.3mg 「日新」 (日新製薬)
	ブプレノルフィン	ノルスパンテープ5・10・20mg (ムンディファーマ)
	フルニトラゼパム	サイレース錠1・2mg、静注2mg (エーザイ) フルニトラゼパム錠1・2mg 「TCK」 (辰巳化学) フルニトラゼパム錠1・2mg 「アメル」 (共和薬品工業) フルニトラゼパム錠1・2mg 「JG」 (日本ジェネリック) ロヒプノール錠1・2、静注用2mg (中外製薬)
	ペンタゾシン	ソセゴン注射液15・30mg (丸石製薬) ペンタゾシン注「KH」15・30mg (小林化工)
	ペンタゾシン塩酸塩 (塩酸ペンタゾシン)	ソセゴン錠25mg (丸石製薬)
	ペントバルビタールカルシウム	ラボナ錠50mg (田辺三菱製薬)

#### 4 保管 (法第50条の21)

向精神薬は、次により保管しなければなりません。

- ① 病院・診療所の施設内に保管すること。
- ② 保管する場所は、医療従事者が実地に盗難の防止に必要な注意をしている場合以外は、かぎをかけた設備内で保管すること。(施行規則第40条)

[保管方法例]

- ① 調剤室や薬品倉庫に保管する場合で、夜間、休日等で保管場所を注意する者がいない場合は、その出入りに鍵をかけること。日中、医療従事者が必要な注意をしている場合以外は、出入口に鍵をかけること。
- ② ロッカーや引き出しに入れて保管する場合も、夜間、休日に必要な注意をする者がいない場合には、同様に、ロッカーや引き出しあるいはその部屋の出入口のいずれかに鍵をかけること。

③ 病棟の看護師詰め所に保管する場合で、常時、看護師等が必要な注意をしている場合以外は、向精神薬を保管するロッカーや引き出しに鍵をかけること。

※ ペンタゾシン、ブプレノルフィン等の向精神薬注射剤については、特に乱用・盗難のおそれが高いので保管管理を厳重にし、不正使用や盗難防止に一層留意してください。

### Ⅲ 廃棄（法第50条の21）

向精神薬の廃棄については、許可や届出の必要はありませんが、第1種及び第2種向精神薬を廃棄したときは記録が必要です。（Ⅱ－3記録参照）

向精神薬を廃棄するときは、焼却、酸、アルカリによる分解、希釈、その他の薬剤との混合等、向精神薬の回収が困難な方法により行ってください。

### Ⅳ 事故（法第50条の22）

次の数量以上の**滅失、盗取、所在不明等**が生じたときは、すみやかに「向精神薬事故届（別記第35号様式）」により管轄する保健所を経由し、三重県知事に届け出なければなりません。

ただし、盗難・強奪・脅取又は詐欺であることが明らかな場合には、次の数量以下であっても管轄の保健所を経由し三重県知事あてに届け出るとともに警察署へも届け出てください。（施行規則第41条）

なお、**破損、汚染に係る事故**については、**届出の必要はありません。**

剤形	数量
末、散剤、顆粒剤	100g（包）
錠剤、カプセル剤、坐剤	120個
注射剤	10アンプル（バイアル）
内用液剤	10容器
経皮吸収型製剤	10枚

※ODフィルム剤は「錠剤」にあたります。

**届出期限：**事故発生後すみやかに

**提出先：**管轄保健所

**提出者：**向精神薬診療施設の開設者

**提出書類等：**

提出書類	部数	様式
向精神薬事故届（別記第35号様式）	2部	p85

## V 立入検査 (法第50条の38)

### (1) 立入検査の目的

立入検査は、向精神薬による事故の未然防止等の目的で行われるものであり、犯罪捜査のために行うものではありません。

### (2) 立入検査の注意事項

立入検査を行う職員は、身分証を携帯していますので、必ず提示を求め確認してください。

立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をした場合には処罰されることがあります。(法第72条第11号)

## VI 携帯輸入、携帯輸出 (法第50条の8・法第50条の11)

向精神薬は、輸出又は輸入することはできません。ただし、患者は、自己の疾病の治療の目的で1ヶ月以内の量(麻薬及び向精神薬取締法施行規則別表第1に定められている量)の向精神薬を携帯して出国又は入国することができます。

1ヶ月分を超える量を携帯して出入国する場合には、これら向精神薬を携帯しての輸入、輸出することが、自己の疾病治療のため特に必要であることを証する書類の所持(例えば、「処方箋の写し」「患者の氏名及び住所並びに携帯を必要とする向精神薬の品名及び数量を記載した医師の証明書」)が必要です。

なお、渡航先においては日本と異なる法規制を行っている場合があります。当該国への向精神薬の携帯輸入若しくは当該国からの携帯輸出の可否等不明な点がありましたら、各国の在日大使館等にお問い合わせ頂き、事前に許可等が必要な場合には、その許可等取得の手続きについても確認し、トラブル等の発生のないようご留意してください。

## VII その他

### (1) 容器の記載 (法第50条の19)

病院・診療所が向精神薬卸売業者等から譲り受ける向精神薬の外箱等には、「Ⓜ」が表示されます。なお、治験薬の場合は、「Ⓜ」の記号等の表示が省略されていることがあります。

### (2) 製造・製剤 (法第50条の15)

調剤(予製を含む。)する場合及び試験検査のために製剤する場合のほか、向精神薬を製造し、又は製剤することはできません。

### (3) 承認条件

ア メチルフェニデート製剤「リタリン<sup>®</sup>錠/散」「コンサータ<sup>®</sup>錠」の処方・施用にあたっては、同製剤の承認条件に基づき、投薬する医師、医療機関、薬局が限定されるとともに、薬局における調剤の際には、その旨確認の上で調剤がなされることとされており、注意が必要です。

イ ブプレノルフィン経皮吸収型製剤の慢性疼痛患者への処方・施用にあたっては、同製剤の承認条件に基づき、薬剤師は処方医が製造販売業者の提供する講習を終了した医師であることを確認する必要があります。

向精神薬事故届

免許 (登録) 証の番号		第	号	免許 (登録) 年月日	年	月	日
免許 (登録) の種類							
病 院 等	所在地						
	名 称						
事故が生じた 向精神薬		品 名			数 量		
事故発生の状況 (事故発生年月日、 場所、事故の種類)							
<p>上記のとおり、事故が発生したので届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)</p> <p>氏名 (法人にあつては、名称)</p> <p>三重県知事 宛て</p>							



# 覚醒剤原料の取扱い

# I 覚醒剤取締法上の取扱い

この手引きは、病院、診療所、飼育動物診療施設（以下「病院等」という。）において、覚醒剤原料のうち「医薬品覚醒剤原料」を取り扱う場合について説明したものです。

病院等において、医薬品覚醒剤原料を、医師、歯科医師等が施用するために交付する場合は、覚醒剤原料取扱者等の指定を受ける必要はありません。（覚醒剤取締法（以下「法」という。）第30条の2、法第30条の7、法第30条の9）

## 1 診療施設で取り扱える覚醒剤原料

医薬品覚醒剤原料は、法第2条第5項に規定する覚醒剤原料を含有するもので、かつ、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）第2条第1項に規定する医薬品に該当するものです。令和4年8月現在、医薬品医療機器等法第14条第1項に基づき医薬品の製造販売承認されているものには、次のものがあります。

法律の規定名	別名	商品名（会社名）	濃度規制	規定条項
N・ $\alpha$ -ジメチル-N-2-プロピニルフェネチルアミン	セレギリン、 デプレニル	エフピーOD錠2.5 セレギリン塩酸塩錠 2.5mg（各社）	なし	覚醒剤原料を指定する 政令第1号
2, 6-ジアミノ-N-(1-フェニルプロパン-2-イル)ヘキサミンアミド	リスデキサ ンフェタミン	ビバンセカプセル20 mg、同30mg	なし	覚醒剤原料を指定する 政令第3号

※ 以下の物質については、覚醒剤原料として指定されているが、国内承認品はいずれも濃度規制の含有量以下であるため、覚醒剤原料から除外されている。

【含有量10%以下であれば除外されるもの】

- 1-フェニル-2-メチルアミノプロパノール-1（エフェドリン）  
＜法別表第1号＞
- 1-フェニル-2-ジメチルアミノプロパノール-1（メチルエフェドリン）  
＜法別表第3号＞

【含有量50%以下であれば除外されるもの】

- エリトロ-2-アミノ-1-フェニルプロパン-1-オール（ノルエフェドリン、フェニルプロパノールアミン）  
＜覚醒剤原料を指定する政令第2号＞



## II 譲受け・譲渡し

### 1 譲受け（法第 30 条の 9、10、14）

#### （1）譲受け

病院等の開設者（往診医師等\*を含む）は、「覚醒剤原料輸入業者」、「覚醒剤原料製造業者」、「覚醒剤製造業者」、「覚醒剤原料取扱者」、「覚醒剤原料研究者」、「覚醒剤研究者」、（以下「覚醒剤原料取扱者等」という。）の指定を受けた者から、医薬品覚醒剤原料を譲り受けることができます。

- \* 「往診医師等」とは、医療法第 5 条第 1 項に規定する公衆又は特定多数人のために往診のみによって診療に従事する医師又は歯科医師をいいます。
- \* 譲受人は、譲渡人が覚醒剤原料取扱者等の指定を受けている者であることを必ず確認してください。
- \* 覚醒剤原料取扱者等から譲り受けた医薬品覚醒剤原料が不要となった場合に、返品、交換をしたり、他の者に譲り渡すこと等はできません。廃棄の手続きを取ってください。

#### （2）覚醒剤原料取扱者等以外からの譲受け

- ① 医薬品覚醒剤原料の交付を受けた患者が、医薬品覚醒剤原料を施用する必要がなくなった場合に、その患者から医薬品覚醒剤原料を譲り受けることができます。
- ② 医薬品覚醒剤原料の交付を受けた患者が死亡した場合に、その相続人又は相続人に代わって相続財産を管理する者（以下「相続人等」という。）から医薬品覚醒剤原料を譲り受けることができます。  
（注：上記①、②において、薬局開設者は、患者がどこで交付を受けた医薬品覚醒剤原料であっても譲り受けることができますが、病院等の開設者が譲り受けることができるものは、当該病院等において、医師等が交付したものに限られます。）
- ③ 患者、相続人等から医薬品覚醒剤原料を譲り受けたときは速やかに「交付又は調剤済みの医薬品覚醒剤原料譲受届出書（別記 6 様式）」を管轄する保健所へ届け出てください。

**届出期限：**譲受後速やかに

**提出先：**管轄保健所

**提出者：**病院等の開設者

## 提出書類等：

提出書類	注意事項等	部数	様式
交付又は調剤済みの医薬品覚醒剤原料譲受届出書（別記6様式）	・譲受後速やかに	1部	p108

また、廃棄後30日以内に、「交付又は調剤済みの医薬品覚醒剤原料廃棄届出書（別記5様式）」を管轄する保健所に届け出てください。（Ⅶ 廃棄届の項参照）。

- ④ 業務を廃止した病院・薬局等の開設者から30日以内に譲り受けることができます。

## 2 譲渡し（法第30条の9第3号）

次の①～⑤の場合を除いて、譲り渡しできません。

- ① 医師等により交付する場合

病院若しくは診療所において診療に従事する医師若しくは歯科医師、往診医師等又は飼育動物の診療に従事する獣医師は、施用のために医薬品覚醒剤原料を交付することができます。

- ② 開設者により譲渡する場合

病院等の開設者は、医師、歯科医師又は獣医師の処方箋により薬剤師が調剤した医薬品覚醒剤原料を、当該処方箋を所持する者に譲り渡すことができます。

- ③ 業務廃止等に伴い譲渡する場合（法第30条の15第2項）

業務を廃止し、その所有する医薬品覚醒剤原料を業務廃止の事由が発生した日から30日以内に法第30条の7第1号から第7号までに規定する者に譲り渡すことができます。（Ⅸ業務廃止等の項参照）

- ④ 病院等の開設者が覚醒剤原料取扱者等に譲渡する場合

次のいずれかに該当する覚醒剤原料に限り、事前に地方厚生（支）局長の許可を受けて覚醒剤原料取扱者等に譲渡することができます。

- ア 全部又は一部が不潔な物質若しくは変質した物質からなっているもの
- イ 異物が混入し、又は付着しているもの
- ウ その容器又は包装に破損が生じているもの
- エ 覚醒剤原料又はその容器若しくは包装に異常が生じ、又は生じているおそれがあるもの。
- オ 治験又は臨床研究において使用する予定であった覚醒剤原料のうち

- ち、当該治験又は臨床研究に使用する必要がなくなったもの
- ⑤ 病院等の開設者が覚醒剤研究者又は覚醒剤原料研究者に譲渡する場合  
事前に地方厚生（支）局長の許可を受けて、医薬品覚醒剤原料を患者  
の試験検査のために譲り渡すことができます。

※ 病院等の間だけでなく、同一法人の病院等の間でも譲渡・譲受はできません。

### 3 譲受証・譲渡証（法第30条の10）

#### （1）譲受証・譲渡証の交付

病院等の開設者は、医薬品覚醒剤原料を「覚醒剤原料取扱者等」から譲り受ける場合は、以下の手続きが必要です。

なお、処方箋により調剤した医薬品覚醒剤原料をその処方箋を所持する者に譲り渡す場合には譲受証・譲渡証の交換は不要です。

##### ① 譲受証・譲渡証の交付

あらかじめ「覚醒剤原料譲受証（別記1様式）」（以下「譲受証」という。）に必要事項を記載・押印し、覚醒剤原料取扱者等に交付するか、譲受証と引き換えに「覚醒剤原料譲渡証（別記2様式）」（以下「譲渡証」という。）と医薬品覚醒剤原料を譲り受けるかをしなければなりません。

② 離島、へき地など特別な理由がある場合には、郵送でも差し支えありませんが、郵送の事実を追跡できる書留便等を利用してください。

#### （2）譲受証・譲渡証の保存期間

譲渡証（譲受証）の交付を受けた者は、譲受（譲渡）の日から2年間、これを保存しなければなりません。

#### （3）注意事項

① 譲受証の交付は、「譲渡証及び医薬品覚醒剤原料」の交付を受ける前又は、交付と同時に行わなければなりません。譲受（渡）証用紙に印のみ押し相手方に先に渡しておく等のいわゆる白紙委任行為は絶対に行ってははいけません。

② 譲受人が医薬品覚醒剤原料を譲り受ける際には、必ず譲渡証の品名・数量等記載事項と現品とを照合して確認してください。

③ 業務廃止等に伴い医薬品覚醒剤原料を譲渡（受）する場合（IX業務廃止等の項参照）にあっても、当該譲渡（受）証の交付は必要です。

④ 譲受（渡）証の作成は、取扱責任者を選任して行って下さい。

#### (4) 譲受証・譲渡証の記載要領

記載欄	譲 渡 証	譲 受 証
譲受・譲渡年月日欄	出庫年月日	注文年月日
住所・氏名欄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該指定にかかる業務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載し、押印</li> <li>・業務廃止等に伴い譲渡する場合は、開設者の氏名を記載し、押印</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院等の施設の所在地、名称及び開設者の氏名を記載し、押印</li> <li>・往診のみを行う獣医師はその住所及び氏名を記載し、押印</li> </ul>
指定の種類及び番号欄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「覚醒剤原料取扱者」等と指定証に記載された資格の種類</li> <li>・譲渡人の当該指定証の番号</li> <li>・業務廃止等に伴い譲渡する場合には、「病院」「診療所」「飼育動物診療施設」の別</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「空欄」か「病院、診療所、飼育動物診療施設の別」を記載</li> </ul>
品名欄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本薬局方医薬品は、日本薬局方に定められた名称</li> <li>・その他の医薬品は、一般的名称又は商品名</li> </ul>	
使用の目的及び備考欄	業務廃止等に伴い譲渡する場合は、備考欄に「業務廃止のため」等譲渡の理由及び業務廃止等事由の発生日を記載	使用目的等を具体的に記載例) 調剤のため

\* 開設者が、国、地方公共団体若しくは法人の場合、当該施設の名称、当該施設の長の職名、氏名を、住所は当該施設の所在地を記載し、公印又は公印に準じるもの(覚醒剤原料専用印等)を押印しても差し支えありません。

\* 押印に用いる印鑑は、麻薬専用印と併用しても差し支えありません。

### Ⅲ 所持（法第 30 条の 7）

次の 1～5 の者は、医薬品覚醒剤原料を所持することができます。

#### 1 病院、診療所の場合（その業務のため、医薬品覚醒剤原料を所持する場合に限る。）

- ① 開設者（往診医師等を含む）
- ② 医師、歯科医師
- ③ 薬剤師
- ④ 管理者
- ⑤ 上記の者の業務上の補助者（看護師、事務職員等）

#### 2 薬局の場合（医師、歯科医師又は獣医師の処方箋により調剤した医薬品覚醒剤原料及び調剤のために使用する医薬品覚醒剤原料を所持する場合に限る。）

- ① 開設者
- ② 薬剤師
- ③ 上記の者の業務上の補助者

#### 3 飼育動物診療施設の場合（その業務のため、医薬品覚醒剤原料を所持する場合に限る。）

- ① 開設者（往診診療者等を含む）
- ② 獣医師
- ③ 上記の者の業務上の補助者

#### 4 患者及びその看護にあたる者の場合

- ① 医師、歯科医師又は往診医師から施用のため医薬品覚醒剤原料の交付を受けた者
- ② 医師、歯科医師又は往診医師から処方箋の交付を受け、当該処方箋により薬剤師が調剤した医薬品覚醒剤原料の交付を受けた者
- ③ 上記の者の看護に当たる者

#### 5 患者の相続人等

医師等から施用のため医薬品覚醒剤原料の交付を受け、又は薬剤師が調剤した医薬品覚醒剤原料の交付を受けた者が死亡した場合において、その相続人又は相続財産を管理する者

### Ⅳ 使用（法第 30 条の 11）

#### 1 次の者は、その業務のために医薬品覚醒剤原料を施用し、又は調剤のため使用することができます。

- ① 病院、診療所において診療に従事する医師、歯科医師
- ② 往診医師等
- ③ 薬局、病院又は診療所において調剤に従事する薬剤師

- ④ 飼育動物の診療に従事する獣医師（飼育動物診療施設の開設者（往診のみによって診療業務を行う獣医師を含む）及び飼育動物診療施設の開設者に雇用されている獣医師に限る）
- 2 次の者も医薬品覚醒剤原料を施用することができます。
- ① 病院若しくは診療所において診療に従事する医師若しくは歯科医師、往診医師等又は飼育動物の診療に従事する獣医師から施用のため医薬品覚醒剤原料の交付を受けた者
  - ② 医師、歯科医師又は獣医師の処方箋の交付を受けた者が当該処方箋により薬剤師が調剤した医薬品覚醒剤原料を薬局開設者又は病院若しくは診療所の開設者から譲り受けた者
    - ※1 病院、薬局等において、学術研究の目的で覚醒剤原料（医薬品であるかないかを問わない）を使用する場合、管轄する保健所から覚醒剤原料研究者又は覚醒剤研究者の指定を受ける必要があります。
    - ※2 病院、薬局等の資格で譲り受けた医薬品覚醒剤原料を、学術研究の目的で使用することはできません。
    - ※3 処方箋は、覚醒剤専用の処方箋ではなく、他の医薬品が記載されていても差し支えありません。

## V 保管・管理

### 1 保管（法第30条の12）

#### （1）保管の管理者と保管場所

医薬品覚醒剤原料については

- ① 病院又は診療所にあつては、その管理者がその病院又は診療所
- ② 往診医師等にあつては、その住所
- ③ 飼育動物診療施設にあつては、その獣医師管理者がその施設
- ④ 往診のみによって飼育動物の診療業務を自ら行う獣医師にあつては、その住所

において、それぞれ保管しなければなりません。

#### （2）保管設備

- ① 医薬品覚醒剤原料の保管は、鍵をかけた場所において行わなければなりません。

鍵をかけた場所とは、施錠設備のある調剤室の引き出し・医薬品棚・薬品庫等のほかロッカー・金庫等の保管設備のことです。

- ② ロッカー、金庫等を保管設備として使用する場合は、次によることが望まれます。

ア 保管庫が容易に破られない材質のものであり、かつ堅固な錠が付い

ていること。

イ 保管庫が容易に持ち運びできる場合にあつては床にボルト等により固定すること。

ウ 保管庫は、できるだけ人目につかない場所であつて、施錠設備のある室内に設置すること。

- \* 1 病院等の病棟で保管する場合も同様の保管設備が必要です。
- \* 2 保管庫は、覚醒剤原料専用とすることが望ましいです。ただし、専用保管庫でない場合には、他のものと区別して保管し、他のものと間違えるなどの事故に十分気をつけてください。
- \* 3 麻薬保管庫には一緒に保管できません。

## 2 管理

### (1) 取扱責任者

- ① 医薬品覚醒剤原料の取扱いの管理体制を明確にし、盗難等の事故の防止を図るため、病院等に、取扱責任者を定めることが望ましいです。
- ② 取扱責任者には、当該病院等における医薬品覚醒剤原料の受入・保管・払い出し等の実務に携わる者のうち、その全般を把握できる立場にある者を当てて下さい。

### (2) 取扱責任者の責務

取扱責任者は、次に掲げる実務を、責任を持って行ってください。

- ① 受入れ(覚醒剤原料取扱者等からの譲受け)
- ② 払出し
- ③ 保管(保管場所での保管、定期的な保管設備への巡回等)
- ④ 保管設備の鍵の管理
- ⑤ 法定書類(譲受証、業務廃止等に伴い譲渡する際の譲渡証)や帳簿の作成及び保管
- ⑥ 廃棄や事故に関する届出等

## VI 記録

医薬品覚醒剤原料の移動、所在を明確にするとともに、事故等の発生を未然に防止し、管理の徹底を図るため、病院等ごとに、帳簿(別記3様式)を備え、次の事項を記載してください。また、帳簿は最終記載の日から2年間、当該病院等に保存するようにしてください。

### (1) 譲受け、譲渡しした場合

- ① 品名・数量

② その年月日

譲り受けた年月日は、譲渡証の記載された年月日を記入し、譲渡証の年月日と実際の受入れ年月日が異なる場合には、備考欄に当該覚醒剤原料を受け取った年月日を記入してください。

**(2) 施用した場合**

① 施用年月日

② 数量を払出し欄に記入し、その数量を残高から差し引く

**(3) 廃棄した場合**

① 廃棄年月日

② 数量は、払出し欄に記入し、その数量を残高から差し引くこと。なお、備考欄に「覚醒剤原料廃棄届」、「交付又は調剤済みの医薬品覚醒剤原料廃棄届」の届出年月日を記入してください。

**(4) 事故の届出をした場合**

① 事故が発生した年月日又は事故を発見した年月日

② 数量を払出し欄に記入し、その数量を残高から差し引く

③ 事故届出の年月日を備考欄に記載

なお、事故の届出をした覚醒剤原料を発見した場合、発見年月日、受入れ欄に発見した数量をそれぞれ記入したうえ、その数量を残高に加え、備考欄に事故の届出年月日を記入してください。

**(5) その他**

① 帳簿は、品名、剤形、濃度別に口座を設けて記載してください。

② 帳簿の形式としては、別記3様式を参考としてください。

なお、脱着式（ルーズリーフ等）の帳簿を使用しても差し支えありませんが、紛失等がないように保管にはご留意願います。

③ 帳簿の記載には、ボールペン等の字が消えないものを使用してください。

④ 医薬品覚醒剤原料の受払等をパソコン等を用いて処理し、帳簿とする場合は、帳簿に都道府県職員等の立会い署名等を必要とする場合がありますので、原則として定期的に出力された印刷物を1カ所に整理し、立会検査等の際に提示できるようにしてください。

⑤ 帳簿の訂正は、訂正すべき事項を二重線等により判読可能なように抹消して、訂正印を押し、その脇に正しい文字等を書いてください。修正液等は使用しないでください。

⑥ 帳簿の記載は、原則として医薬品覚醒剤原料の受入れ又は払出しの都度行ってください。



帳簿の記載例

品名	XXX錠 Ymg	単位	錠
----	----------	----	---

年	月	日	受入数量	払出数量	在庫数量	備考
R4	4	1			11	前帳簿から繰り越し 製造番号：AA-12345
R4	4	11	100		111	□□株式会社から購入 製造番号：BB-54321 R4. 4. 12 到着
R4	5	3		21	90	▲▲▲▲に処方
R4	5	17		2	88	製造番号：AA-12345 2錠 R4. 5. 17 試験検査のため覚醒剤原料 研究者△△△△に譲渡 令和4年5月15日付け■厚麻発 0515第1号覚醒剤原料譲渡許可書
R4	5	20	(7)		88	▽▽▽▽から返納 R4. 5. 22 交付又は調剤済みの覚醒剤 原料譲受届出書提出 R4. 5. 25 廃棄 立会者署名 R4. 6. 10 交付又は調剤済みの覚醒剤 原料廃棄届提出
R4	6	8		10	78	所在不明 R4. 6. 8 事故届提出 R4. 6. 8 ○○警察署届出
R4	6	10		21	57	▲▲▲▲に処方
R4	6	17	*(14)		71	▲▲▲▲への処方変更による未譲 渡分の返納
R4	6	25		1	70	異物が付着していたため、□□株式 会社に譲渡 令和4年6月20日付け■厚麻発 0620第1号覚醒剤原料譲渡許可書

## Ⅶ 廃棄届（法第 30 条の 13）

### （1）陳旧品等の廃棄

病院等の開設者、往診医師等又は飼育動物診療施設の開設者は、古くなったり、変質等により使用しない医薬品覚醒剤原料、調剤過誤により使えなくなった医薬品覚醒剤原料を廃棄しようとするときは、あらかじめ「覚醒剤原料廃棄届出書（別記 4 様式）」により管轄する保健所に届け出た後、覚醒剤監視員の立会の下でなければ、廃棄することはできません。廃棄方法は、保健所職員の指示に従ってください。

「覚醒剤原料廃棄届出書（別記 4 様式）」により医薬品覚醒剤原料を廃棄する場合は、以下のとおりです。

**届出期限：**あらかじめ

**提出先：**管轄する保健所

**提出者：**病院等の開設者

**廃棄方法：**事前に覚醒剤原料廃棄届を提出し、管轄の保健所職員（覚醒剤監視員）の立会の下、原則調剤室で適切な方法で廃棄します。

**提出書類等：**

提出書類	注意事項等	部数	様式
覚醒剤原料廃棄届出書 （別記 4 様式）	・ 廃棄する <b>前</b> にあらかじめ提出 【廃棄方法】 ・ 保健所の職員の立会の下、原則、当該診療施設等で廃棄	1 部	p106

- \* 届出者が死亡・解散などした場合、相続人・清算人などが届け出ることになります。
- \* 覚醒剤原料廃棄届書を届け出た場合には、帳簿にその旨を記載し、覚醒剤原料廃棄届の写しを保管しておくことが望ましいです。
- \* 開設者が、国、地方公共団体若しくは法人の場合には、届出者の氏名は当該施設の長の職名、氏名（法人の場合、名称、当該施設の長の職名、氏名）を、届出者の住所は、当該施設の所在地を記載し、公印又は公印に準ずるもの（覚醒剤原料専用印等）を押印しても差し支えありません。

### （2）処方箋により調剤された医薬品覚醒剤原料の廃棄

病院等の開設者が、医師等が施用のために交付した医薬品覚醒剤原料又は薬剤師が調剤した医薬品覚醒剤原料を廃棄する場合には、覚醒剤監視員の立会いは不要ですが、廃棄後 30 日以内に管轄する保健所に「交付又は調剤済みの医薬品覚醒剤原料廃棄届出書（別記 5 様式）」により届け出な

ればなりません。

具体的には次のような場合です。

- ① 患者が不要になり、患者から譲り受けた場合
- ② 患者の死亡により相続人等から譲り受けた場合
- ③ 再入院、転入院の際に患者が持参し、施用する必要がなくなった場合  
(ただし、自らの病院等で交付したものに限りません。そうでない場合、持参した患者自らが廃棄するよう指導してください。その際に、患者又はその家族等が行う廃棄を補助することは、差し支えありません。)

なお、30日以内であればその間の複数の廃棄をまとめて一つの届け出書で提出しても構いません。

**届出期限**：廃棄後30日以内

**提出先**：管轄する保健所

**提出者**：病院等の開設者

**廃棄方法**：他の職員の立会いの下に廃棄してください。

**提出書類等**：

提出書類	注意事項等	部数	様式
交付又は調剤済みの医薬品覚醒剤原料廃棄届出書（別記5様式）	・ 廃棄後30日以内 <b>【廃棄方法】</b> ・ 他の職員の立会いの下に、当該診療施設等で廃棄	1部	p107

## VIII 事故届 (法第 30 条の 14)

病院等の開設者は、所有する医薬品覚醒剤原料に喪失、盗難、所在不明の事故が生じたときは、すみやかに「覚醒剤原料事故届出書(別記 7 様式)」により管轄する保健所に届け出なければなりません。盗難等の場合には、所轄の警察署へも届け出てください。

「覚醒剤原料事故届出書」による事故の報告は、次のとおりです。

**届出期限**：事故発生後すみやかに

**提出先**：管轄保健所

**提出者**：病院等の開設者

**提出書類等**：

提出書類	部数	様式
覚醒剤原料事故届出書 (別記 7 様式)	2 部	p109

\* 開設者が、国、地方公共団体若しくは法人の場合、届出者の氏名は当該施設の名称、当該施設の長の職名、氏名を、届出者の住所は当該施設の所在地を記載し、公印又は公印に準じるもの(覚醒剤原料専用印等)を押印しても差し支えありません。

## IX 業務廃止等

### (1) 所有数量報告 (法第 30 条の 15 第 1 項)

#### 1 病院、診療所を廃止した場合

病院若しくは診療所の開設者がその病院若しくは診療所を廃止し、若しくは医療法第 29 条第 1 項(開設許可の取消及び閉鎖命令)の規定により病院診療所の開設の許可を取り消されたとき。又は往診医師等が診療を廃止したとき。

#### 2 飼育動物診療施設を廃止した場合

飼育動物診療施設の開設者が施設又は飼育動物の診療業務を廃止したとき上記 1 及び 2 に掲げる場合においては、

**届出期限**：業務廃止等から 15 日以内

**提出先**：管轄する保健所

**提出者**：病院等の開設者、往診医師等

**報告内容**：当該事由が生じた際にその者が所有し又は所持していた医薬品覚醒剤原料の品名及び数量を報告しなければなりません。なお、覚醒剤原料を所持していない場合にあっても、報告してください。

**提出書類等：**

提出書類	注意事項等	部数	様式
業務廃止等に伴う覚醒剤原料所有数量報告書 (別記 8 様式)	・業務廃止等から 15 日以内	1 部	p110

**(2) 譲渡報告 (法第 30 条の 15 第 2 項)**

業務廃止時に所有、又は所持していた医薬品覚醒剤原料は、当該事由が生じた日から30 日以内であれば、病院等の開設者、薬局開設者、覚醒剤原料取扱者等に譲り渡すことができます。なお、譲り渡した場合は、「業務廃止等に伴う覚醒剤原料譲渡報告書(別記 9 様式)」により管轄する保健所に報告しなければなりません。

**届出期限：**業務廃止等から 30 日以内

**提出先：**管轄する保健所

**提出者：**病院等の開設者

**提出書類等：**

提出書類	注意事項等	部数	様式
業務廃止等に伴う覚醒剤原料譲渡報告書 (別記 9 様式)	・業務廃止等から 30 日以内	1 部	p111

\* 譲り渡しの際、相手の資格をあらかじめ確認し、譲受証及び譲渡証を交換する必要があります。

**(3) 廃棄処分 (法第 30 条の 15 第 3 項)**

業務廃止時に所有、又は所持していた医薬品覚醒剤原料を、30 日以内に譲り渡すことができなかつた場合には、「業務廃止等に伴う覚醒剤原料処分届出書(別記 10 様式)」により、すみやかに管轄保健所に届け出て、覚醒剤監視員の立会いを求め、廃棄その他の処分をしてください。

**届出期限：**業務廃止等から 30 日以後にすみやかに

**提出先：**管轄する保健所

**提出者：**病院等の開設者

**提出書類等：**

提出書類	注意事項等	部数	様式
業務廃止等に伴う覚醒剤原料処分届出書(別記 10 様式)	・業務廃止等から 30 日以後すみやかに	1 部	p112

## 業務廃止等に伴う覚醒剤原料の諸手続き

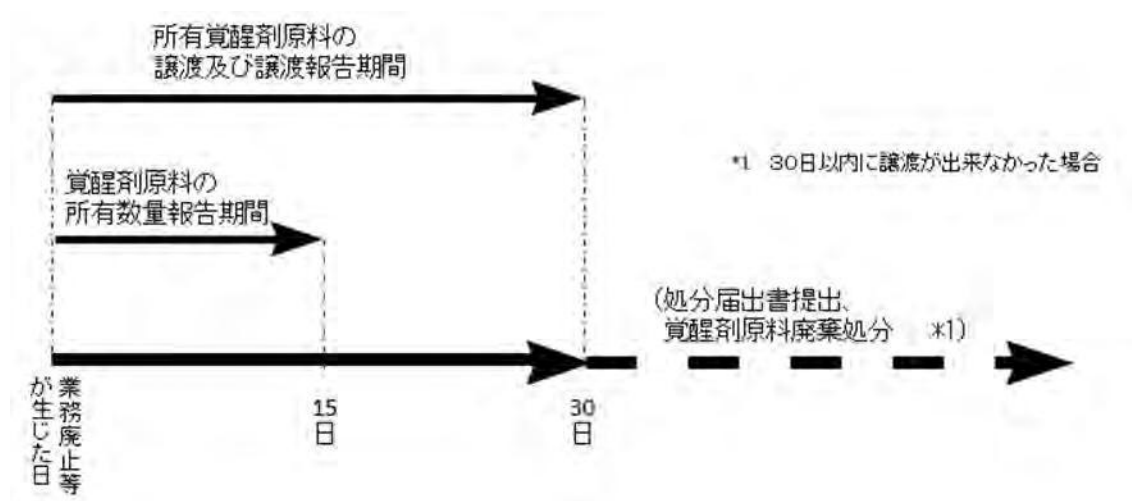
### (1) 所有数量報告

- ① 「業務廃止等に伴う覚醒剤原料所有数量報告書」の報告  
報告期間：業務廃止等が生じた日から15日以内

### (2) 譲渡報告

- ② 30日以内に譲渡出来た場合  
「業務廃止等に伴う覚醒剤原料譲渡報告書」の報告  
報告期間：業務廃止等が生じた日から30日以内

- ③ 30日以内に譲渡出来なかった場合  
「業務廃止等に伴う覚醒剤原料処分届願出書」の報告  
報告期間：業務廃止等が生じた日から30日以後にすみやかに



## 携帯輸出入（法第30条の6）

国籍にかかわらず、自己の疾病の治療の目的で医薬品覚醒剤原料を携帯して日本から出国又は日本に入国する人は、事前に申請者の住所又は入港する港や空港を管轄する地方厚生局麻薬取締部に申請して、許可を受ける必要があります。

詳細な手続については、麻薬取締部のホームページ

(URL：<https://www.ncd.mhlw.go.jp/shinsei5.html>) をご確認ください。

## **X 立入検査**（法第 32 条第 2 項、法第 42 条の 2 第 8 号）

### **（1）立入検査の目的**

立入検査は、覚醒剤原料の取締上必要があるときに行われ、犯罪捜査の目的では行われるものではありません。

### **（2）立入検査の注意事項**

立入検査を行う職員は、その身分を示す証票を携帯していますので、必ず提示を求めて確認してください。

正当な理由なく立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をした場合には処罰されることがあります（法第 42 条の 2 第 8 号）。

別記1様式（規則別記第十四号様式）

<p style="margin: 0;">覚 醒 剤 原 料 譲 受 証</p>				
譲受年月日		年	月	日
<p style="margin: 0;">譲受人</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">住 所</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">氏 名</p> <p style="margin: 0;">指定の種類及び番号</p>				
譲 渡 人	住 所			
	氏 名			
使用の目的				
品 名	容 量	個 数	数 量	備 考

備考

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではっきり書くこと。
- 3 譲受人が法人の場合は氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 品名欄には、日本薬局方医薬品にあっては、日本薬局方に定められた名称を、その他にあっては一般的名称を記載すること。
- 5 余白には斜線を引くこと。





別記3様式

帳 簿 の 様 式

品 名			単 位	
年 月 日	受入数量	払出数量	在庫数量	備 考

別記4様式（規則別記第十六号様式）

覚醒剤原料廃棄届出書

覚醒剤取締法第30条の13の規定により覚醒剤原料の廃棄を届け出ます。

年 月 日

住 所  
氏 名

保健所長 宛

廃棄しようとする覚醒剤原料の品目及び数量	
廃棄しようとする施設の所在地及び名称	
廃 棄 の 日 時	
廃 棄 の 場 所	
廃 棄 の 事 由	
参 考 事 項	

備考

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではっきり書くこと。
- 3 届出者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。ただし、国の開設する病院又は診療所にあつては、その管理者の氏名を、国の開設する飼育動物診療施設にあつては開設者の指定する職員の氏名を記載すること。
- 4 廃棄しようとする覚醒剤原料の品目及び数量欄には、日本薬局方医薬品にあつては日本薬局方に定められた名称及びその数量を、その他にあつては一般的名称及びその数量を記載すること。

別記5様式（規則別記第十七号様式）

交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書

覚醒剤取締法第30条の14第2項の規定により交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料を廃棄したことを届け出ます。

年 月 日

住 所  
氏 名

保健所長 宛て

	品 名	数 量
廃棄した医薬品である覚醒剤原料		
廃棄を行った施設の所在地及び名称		
廃 棄 の 日 時		
廃 棄 の 場 所		
廃 棄 の 方 法		
廃 棄 の 事 由		
参 考 事 項		

備考

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではっきり書くこと。
- 3 届出者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。ただし、国の開設する病院又は診療所にあつては、その管理者の氏名を、国の開設する飼育動物診療施設にあつては開設者の指定する職員の氏名を記載すること。
- 4 廃棄した医薬品である覚醒剤原料の品名及び数量欄には、日本薬局方医薬品にあつては日本薬局方に定められた名称及びその数量を、その他にあつては一般的名称及びその数量を記載すること。

別記6様式（規則別記第十八号様式）

交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書

覚醒剤取締法第30条の9第1項第6号の規定により交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料を譲り受けたことを同法第30条の14第3項の規定により届け出ます。

年 月 日

住 所  
氏 名

保健所長 宛て

譲り渡した者の氏名		
譲り受けた医薬品である覚醒剤原料	品 名	数 量
譲り受けた施設の所在地及び名称		
譲り受けた日時		
譲り受けた場所		
譲り受けた事由		
廃棄の日時（予定）		
廃棄の場所（予定）		
廃棄の方法（予定）		
参 考 事 項		

備考

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではっきり書くこと。
- 3 申請者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。ただし、国の開設する病院又は診療所にあつては、その管理者の氏名を、国の開設する飼育動物診療施設にあつては開設者の指定する職員の氏名を記載すること。
- 4 譲り受けた医薬品である覚醒剤原料の品名及び数量欄には、日本薬局方医薬品にあつては日本薬局方に定められた名称及びその数量を、その他にあつては一般的名称及びその数量を記載すること。

別記7様式（法第30条の14関係）

覚 醒 剤 原 料 事 故 届 出 書

覚醒剤取締法第30条の14の規定により、覚醒剤原料の事故を届け出ます。

年 月 日

住所

氏名

三重県知事 宛て

業 態			
業 務 所	所在地		
	名 称		
事故発生年月日			
事故発生場所			
品 名	数 量	事 故 の 状 況	

備考

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではっきり書くこと。
- 3 法人の場合は、住所欄には当該業務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 業態欄には、病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別を記載すること。
- 5 事故の状況は具体的かつ詳細に記載すること。なお、必要に応じて別紙を用いること。

別記8様式（法第30条の15関係）

業務廃止等に伴う覚醒剤原料所有数量報告書

業務廃止等に伴う覚醒剤原料の所有数量について、覚醒剤取締法第30条の15の規定により、報告します。

年 月 日

住所

報告義務者続柄

氏名

保健所長 宛て

業 態		
業務所	所在地	
	名 称	
品 名		数 量
報告の事由及びその 事由の発生日		

備考

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではっきり書くこと。
- 3 法人の場合は、住所欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 業態欄には、業務廃止等前の業態（病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別）を記載すること。
- 5 業務所欄には、業務廃止等前のものを記載すること。

別記9様式（法第30条の15関係）

業務廃止等に伴う覚醒剤原料譲渡報告書

業務廃止等に伴う覚醒剤原料の譲渡について、覚醒剤取締法第30条の15第2項の規定により、報告します。

年 月 日

住所

報告義務者続柄

氏名

保健所長 宛て

業 態				
業務所	所在地			
	名 称			
品 名	数 量	譲 受 人 住所・氏名	法第30条の7 による区分及 び業種名	指定証の番 号
報告の事由及びその 事由の発生年月日				

備考

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではっきり書くこと。
- 3 法人の場合は、住所欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 業態欄には、業務廃止等前の業態（病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別）を記載すること。
- 5 業務所欄には、業務廃止等前のものを記載すること。



別記10様式（法第30条の15関係）

業務廃止等に伴う覚醒剤原料処分届出書

業務廃止等に伴う覚醒剤原料の譲渡について、覚醒剤取締法第30条の15第3項の規定により、届け出ます。

年 月 日

住所

届出義務者続柄

氏名

保健所長 宛て

業	態		
業務所	所在地		
	名称		
品名		数量	
届出の事由及びその事由の発生年月日			

備考

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではっきり書くこと。
- 3 法人の場合は、住所欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 業態欄には、業務廃止等前の業態（病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別）を記載すること。
- 5 業務所欄には、業務廃止等前のものを記載すること。

麻薬・向精神薬・覚醒剤原料の申請・届出等担当窓口一覧表

所 属 名 称		担 当 課・グループ	電 話 番 号
郵便番号	所 在 地		F A X 番 号
	桑名保健所	衛生指導課	0594-24-3623
511-8567	桑名市中央町5丁目7-1		0594-24-3692
	鈴鹿保健所	衛生指導課	059-382-8674
513-0809	鈴鹿市西条5丁目1-17		059-382-7958
	津保健所	衛生指導課	059-223-5112
514-8567	津市桜橋3丁目4-46-34		059-223-5119
	松阪保健所	衛生指導課	0598-50-0529
515-0011	松阪市高町1-38		0598-50-0621
	伊勢保健所	衛生指導課	0596-27-5151
516-8566	伊勢市勢田町6-28番地2		0596-27-5253
	伊賀保健所	衛生指導課	0595-24-8080
518-8533	伊賀市四十九町2-802		0595-24-8085
	尾鷲保健所	衛生指導課	0597-23-3461
519-3695	尾鷲市坂場西町1番1号		0597-23-3449
	熊野保健所	衛生指導課	0597-85-2159
519-4324	熊野市井戸町3-83		0597-85-3914
	医療保健部薬務課	薬事班	059-224-2330
514-8570	津市広明町1-3		059-224-2344
	四日市市保健所	衛生指導課	059-352-0592
510-0085	四日市市諏訪町2-2総合会館4階		059-351-3304
	東海北陸厚生局麻薬取締部	調査総務課	052-951-6911
460-0001	名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館1階		052-951-6876

麻薬・向精神薬・覚醒剤原料

取扱いの手引き

(病院・診療所用)

令和4年10月発行

三重県医療保健部薬務課